

廣告

●發行主意書

文化ノ發達ハ出版物ノ盛衰ヲ以テ之ヲトスルヲ得ヘシ今ヤ其極盛ニ達シ文學技術法律ノ類ヨリ凡ソ宇宙間ノ事物之ヲ言ヒ顯サ、ルナキニ至レリ然レトモ獨リ獄事ニ關スル書冊中囚人ノ心性ヲ矯正スルニ適當ナル書籍雜誌ノ刊行ナキハ識者ノ以テ遺憾トスルコトナリ故ニ今般余等諸大家ノ贊助ヲ得テ教誨新報ト題スル修身の新誌ヲ刊行シ囚人ノ心性改良ニ須要ナル事項ヲ網羅シ以テ感化上最良ノ機關トナリ之カ指示者タル任務ヲ盡シ獄事改良上ニ聊カ裨益ヲ與ヘントス冀クハ諸士左ノ各項ヲ御熱意之上御賛成ノ榮ヲ賜ハラントテ伏テ望ム

教誨新報 遮斷スルノ便益ニ供ス
ハ全國集治監假留監地方監獄ニ於テ免幽閉特赦假出獄ヲ許サレタル者亦賞表ヲ受ケタル囚人ノ犯刑刑名刑期姓名平素ノ行狀等其感化上必要ナル事ヲ掲載ス

教誨新報 八各獄監教誨及ヒ有名ナル僧侶ノ法話ヲ掲載ス
ハ各獄監教誨及ヒ有名ナル僧侶ノ法話ヲ掲載ス

教誨新報 八忠臣孝子ノ傳記ヲ掲載ス
ハ忠臣孝子ノ傳記ヲ掲載ス

教誨新報 八修身學ノ講義ヲ掲載ス
ハ修身學ノ講義ヲ掲載ス

教誨新報 八囚人ニ必要ナル政府ノ法令并ニ之カ解釋ヲ掲載ス
ハ囚人ニ必要ナル政府ノ法令并ニ之カ解釋ヲ掲載ス

教誨新報 八毎月二回刊行ス 一枚ノ代金壹錢トス
ハ毎月二回刊行ス 一枚ノ代金壹錢トス

追白當府監獄署ハ已ニ贊成ヲ得就テハ發行ノ都合モ有之ニ付御賛成ノ可否ヲ來ル五月十五日迄ニ御報道相成度依テ郵券相添ヘ此段御依頼仕候

尙亦本紙掲載ニ差支ナキモノト御認メノ文章及世人ノ龜鑑トナルヘキ必要ノ事項ハ特ニ御寄書相成度併テ奉願上候

大阪市東區石町一丁目五番地

大日本教誨新報創立假事務所

發企人 福田熊太郎 全 川口保 全 上島英行

●警察監獄學會出版物廣告

伯爵井上內務大臣閣下題字 內務省警保局長 小野田元熙君序文

司 法 次 官 清 浦 奎 吾君序文 帝國大學法科大學士 穂 積 陳 重君序文

神奈川縣知事 中野健明君序文 內務省土木局長 都 筑 馨 六君序文

靜岡縣知事 小松原英太郎君序文 內務省官文士 久 米 金 彌君序文

神奈川縣典獄 小河滋次郎君編著 內務省參事官文士 久 米 金 彌君序文

監獄學

全

(監獄構造法石版密圖數拾葉入)

司 法 次 官 清 浦 奎 吾君序文 內務省備獄務顧問 故フラン、ゼー、パツハ君序文

東京集治監典獄 石澤 謹吾君序文 內務書記官文學士 久米 金彌君序文

前宮城集治監典獄 八木秀太郎君跋 神奈川縣典獄 小河滋次郎君編著

日本監獄法講義

完

静岡縣知事小松原英太郎君演述

監獄費國庫支辨論

完

司法次官清浦奎吾君序文
宇川盛三郎君序文
神奈川縣典獄小河滋次郎君反譯

獨逸監獄管理法

完

静岡縣知事小松原英太郎君序文
內務書記官文學士久米金彌君序文
神奈川縣典獄小河滋次郎君著
內務參事官兼法制局參事官文學士都筑馨六君序文

看守必携獄務提要

完

静岡縣知事小松原英太郎君題字
宮城縣典獄山崎義徳君序文
宮城集治監監教誨師藤吉習教君著
前宮城集治監典獄八木秀太郎君序文

監内揭示條目辯解

全

監獄雜誌 第七卷 第七号

監獄雜誌第六卷第七號

論 說

●集治監典獄特別任用令の公布に就て

近時我國監獄社會は當局者嚮きに率先して之れか改良を唱道し爾後漸く此方針に向て施設計畫せられつゝあることは將に明かなる事實にして之を既往五六年間の經驗に徴するに其進歩改良の著しきものあるは苟も世の具眼者の夙に是認する所なり而して政府又孜孜として之れか改良に銳意傾注する所あり之に伴ふ所の法律規則の改廢より監獄官吏の淘汰に至る迄精を盡し意を注ぎ殆んど遺憾なきか如し、現に彼の嚮きに萬國監獄會議に向て委員を特派せられたるか如き其最も著しきものとして予輩之を認むるに吝ならざる所なり、予輩を以て之を見れば元來監獄行政たるや他百般の行政事務と異なり、截然殊別せざるへからざるの性質を有するものにして監獄の主腦となり之を統督するの任ある典獄を始めとし書記看守長より尙其以下の僚屬に至る迄苟も職を監獄に奉する者に在つては少くとも行刑一般に關する監獄學上の智識なかるへからざること素より將に當然なりとす、宜なる哉政府曩きに府縣典獄の地位を高め亦其任用の如きも可及的當局者の粹を汲かんことを是れ勤め曩に府縣典獄特別任用令を發布せられ所謂衆智大才を監獄に蒐むるの方針を以てせり、去れば之か撰に當り現に監獄に長官たる典獄諸君は其實務に老練なるは勿論、監獄學上

の智識に於ても充分之を具備せられ一點の缺くる所なきは予輩從來の實見に照し諸君か改良の施爲に鑑み聊か疑ひなき所にして予輩は平素斯道の爲め敬服の外あらざるなり、然れども彼の集治監の如き然かも重罪の被刑者を拘禁行刑する高等監獄(地方監獄に對して云ふ)の典獄に在ては尙依然舊套を墨守し特別任用の範圍外とし云は、長袖的高等官たる典獄を要したるは予輩其何の故たるを解する能はざりし、最も其地位の高きと俸給の厚きを要するは予輩其監獄の性質に照し姑らく之を首肯すど雖も均しく刑罰を執行し之を主宰料理する職務的性質如何に至つては予輩は甲乙の間に聊か軒輊あるを知らざるなり否な軒輊なきのみならず現制度の如き甲は全く費用の國庫支辨にして乙は尙依然地方税支辨たるの差異あるより勢ひ地方議政者との間に交渉を要する等の爲め却て其信する所を實地に施爲する能はざるか如き事由あり其他尙は地方監獄に在りては拘禁者の種類多く短期囚の出入頻繁なる等の結果却て集治監の單純なるに若かさるものありて存す、宜なる哉今回勅令第九十八號を以て集治監假留監官制を改正せられ同時に全第一百一號及第一百二號を以て警視廳典獄及び集治監典獄の特別任用令を公布せられたり、該令に由れば警視廳典獄に在りては從來の府縣典獄特別任用令を適用することとし集治監典獄は滿三年以上廳府縣典獄若くは集治監分監長の職を奉したる者より任用することを得ることとなれり是れ實に至當の事にして寧ろ前日の此特別令の範圍外たりしを疑はずんはあるへからざるなり、故に予輩は今回本令の公布に依て以て將來府縣典獄就中敏捷有爲の典獄諸君の爲め一大進路を洞開せられたるものとして又一面監獄範圍内に多識秀才を網羅するの術に策の得たるものたることを祝せずんはあるへからざるなり、如斯して而して能く監獄將來の改善を促進し行刑の本旨を貫徹するに庶幾らんか聊か集治監典獄任用令の發布に際し一言すること爾かり

●看守の俸給に就て

看守は曩きに巡查と同様總て判任官待遇とせられ同時に其俸給を高められて八圓以上十圓以下とし尙其進路を洞開して九年以上勤続するときは十二圓、十五圓の特別俸を給することを得ることとなれり予輩は其當時之を以て看守諸君の爲め萬歳を祝したりき、然るに輒近に至りては如何なる理由の存するにや目下現に何れの府縣に於ても看守を募集するの廣告新聞紙上に散見するを以て之を見れば常に看守の定員に欠員を告げつゝあるは事實掩ふへからざるの情況なるか如し、何か故に其俸給従前に比し厚く且つ其地位を高められたるにも拘はらず事實上却て其職に従事するものも割合に僅少なるは予輩斯道の爲め轉々痛嘆に堪へざる所なり最も一面土地の状況及生計の程度如何に由るは勿論なりと云ふと雖も概して一般に看守に缺員を告げつゝあるは要するに比較的報酬の充分其職務上の繁劇なる勞に酬ゆる丈け夫れ丈け豊かならざるの致す所に依らざるはなし最も生計を營むことの割合に困難ならざる假令は東京横濱神戸大坂等の如き商業の繁盛なる都會及び都會近傍の地方に在りては就中多くの欠員を見るか如きは畢竟他に處世の途を需むるの簡易なると生來看守に適當なる職務的類似の教育を受けたる者の多からざる結果に依るは勿論昨征清軍の起りし以來壯年此種類の人にして召集せられ従軍したるものある等の原因よりして春來看守に不足を訴へたるものに相違なしと云ふと雖も既に軍旅舊に復するの今日なれば漸次前日の缺を補ふに至るへし

と雖も元來看守の職たるや身体強健にして能く此繁務に堪へ且忠實方正を要するは勿論、普通の教育あり且つ少くとも多少法律の思想を有するものにあらざれば能く其職を完ふする能はざる性質のものなれば此強健、勤務、忠實、方正、等の諸條件を備ふる上に法律一般の思想あり看守に堪能の士を得んことは其俸給を豊かにし又其待遇を厚ふするにあらざるよりは豈に能く之を得んや現行の制度に依るも看守の俸給必ずしも豊かならざるにあらす待遇又決して冷淡なるにあらすも雖も俸給の範圍は實に狭少にして八圓に始まり普通十圓に終るか如き能く老練有爲の看守其人をして數年間其位地に踞踞忍耐せしめんか如きこと實に難事にして又之を遇するの宜しきを得たるものと云ふへからざるなり斯く云はば或は云はば九十二圓、十五圓特別俸の規定あり之を奨勵するの道開けたり云々と成程此特別俸の規定は一應前述有爲者の進路を開かれたるか如しと雖も現制に依れば九年以上勤績せしものにあらざれば十圓以上の俸給を與ふる能はざる性質のものなれば彼れ看守部長の如き職責共に普通看守の上班にあり現に看守を指揮し命令する任ある者實有爲の良看守部長ありと雖も勤績滿九年に達せざるか爲め十二圓、十五圓の特別俸を給する能はざるか如く尙に老練有爲の良看守をして益々奮つて其職に盡さしめんこと唯其報酬を厚ふするの外殆んど手段あらざるなり、又刻下社會生活の度合より云ふも十圓以内の俸給は彼れ看守をして能く内に顧みる所なく所謂一意専心勤勉忠實の美德を挙げしめんこと聊か難事たらざるなきか之を實際に鑑み從來に徴するに予輩は未だ之に首肯する能はざるなり、故に予輩は切に當局者に望むらく今一層看守の俸給を高ふし充分其職に盡さしめられんとを、去れば逆只慢に無制限に之を厚ふせよとは云はず最下俸給は姑く現時(八圓)の儘とするも上限を十圓とせし十二圓、十五圓の特別俸の範圍を擴げて勤務上の成績如何に依りては勤績年數に拘はらず十二圓、十五圓迄漸次昇給せしむることを得るの道を開かれんことを希望に堪へざるなり如斯して而して能く有爲老練の看守を得、人才登用の實に慍ふものと云ふへきなり當局者幸に一考せられて可なり

●監獄改良論

○第一總序

佐 川 環

監獄の改良は實に目今吾邦に於て猶豫すへからざる重要事件にして吾邦の体面を高峻にし列國人士の信用を鞏固にし今後吾邦が獨以て東方文明の名實を確爾にする蓋し是より先なるはあらざるなり誰れか敢て斯道に怠慢なるへけんや

監獄改良論の一ひ吾邦人士の間に興るや甲唱乙和互に意見を公にし之を雜誌に掲て斯道の人士に頼ち是を詞場に唱て俗間の普及を計り若しくは一大著作をなして之を後昆に傳へんとす是に於て監獄改良の必要は官民の是認する所となり獄舎の新築官制の頒布及官吏の撰擇等多年吾邦文明の後に墮若として原動力の不活潑なもし監獄の規模斯に始て改作し昔や非人小屋に隣るの半合的粗造なる建物は豹變して層々雲に聳ゆるの樓閣と化し這般の壯麗人望て奇觀となすに至る亦斬新なるにあらすや

教師を遠く獨逸に聘して司獄の上官を首府に召集し彼國監獄學の精要を傳習せしめたるか如きは實に監獄改良の點より觀察を下さは著き美學にして根本的改良の準備事業なりと贊せざるを得ず是に於て監獄は稍

學者的事業となりたるを以て自然新原素の注入も亦防くへからざる勢となり庶務作業等新新の風味を添へ來て監獄の品性資格は漸く將に高まらんとす就中最も著顯なる者と稱すへきは刑罰執行の境遇即社會的復讐の殺風景裏に醫師及教誨師の待遇を定め二者獨立の漸を啓き後又醫務教務の二所を設置して彌獨立の實を許したると即是れなり此一事は百載の後吾日本監獄史中一番の美事として賞賛し長く傳て後昆の紀念に留めしめんと欲す若し此潮流に乗して滯る所なく若々歩を進めたらんには所謂根本的改良の實効著しからんと思ひの外不幸にして教師は病に斃れ尋て小河氏出て神奈川縣に典獄たり時人評して學者典獄となる實に氏に始るとて以て監獄の榮となす成程一面より觀れば然るものゝ如しと雖氏の局を出るは大に監獄改良の發達を杜絶せり若し氏にして依然局に在らば此事は若くあるへく彼事は然るへしと常に吾輩をして搔痒の憾あらしむるものあり抑教師來て日本監獄改良の燈光始て點す故に教師逝て燈光忽ち滅せんとするの歎あるを免れす加るに小河氏の轉任之に次く是れか爲めに折角に成立せんとしたる改良進歩も主要なる部分は擧て停滯し停滯極て消滅に歸せんとす斯道に従事して望を監獄改良に屬するものゝ最も遺憾とする所なり然れども往事を追思して徒に煩ふの凡夫の痴情固より識者の事に非らず吾輩は其愚を學はず先づ目今施行せる制度の事況を以て過去に考ひ又未來に推し以て大に望を將來に懷き其目的に達するの方便を求索せんとす

近頃戰爭熱に煩ふ者滔々たるの際に於て吾輩傍若無人銳意監獄改良を唱ふるも蓋し寒天氷を賣るの嘲を受けんか然れども吾輩は反言せん彼善後策を説く者が善後策の最も至要にして眞實吾邦の体面を高むるに足るも抑何そや吾輩が主唱する監獄改良は善後策中最も至要吾邦の眞價を高むるものなるに非ずや戦へば則必ず勝ち攻れば則必ず取る是吾軍人の精銳なる所以にして又譽を列國に受る所以なるへけれど若し夫れ他の方面に眼を點せば反象の以て吾輩の体面を汚辱する者はなきや犯罪は社會的惡性毒種にして國家の大患たるにあらすや故に歐米文明列國が犯罪防止の道を研究して措かず即監獄改良は犯罪防止策として一番に講究すへき重大事項なるにあらすや吾邦が然かく譽を東方に得るも未だ悔を西方に辭すると能はざる所以の者此にありて年々歳々絶待的と相待的との二種方面に於て犯罪的病種を増殖し遺傳性と特發性と傳染性との三種は互に原因となり互に結果となりて展轉増上底止する所を知らず如何に吾邦が列國に對し悔を受る者ぞと問に吾邦の人口四千百〇八万九千九百四十人にして犯罪數は七万五千六百九十人之人口に對すれば大約五百四十三分の一にして人口百に付き〇一八四となる是れ吾輩が臆斷に出るにあらす明治二十五年十二月末に係る調査にして第十三回帝國統計年鑑の示す所たり是以て各國犯罪の多を舉ぐれば先づ指を吾邦に屈せざるを得ず試に之を列國の二三に對比せば吾輩は實に言ふに忍びざるものあり然れども吾輩は耻を忍んで敢之れを言はん一千八百九十二年即吾明治二十五年の佛國は其在監人は二万五千人即ち人口百に對して〇〇六五となる和蘭國は如何白耳義は何如と言ふに皆小數にして之を吾邦に比し來れば吾邦は彼國より三倍又は四倍の多を占むるに至る是れ吾輩が言ふに忍びざる所以にして又吾邦が悔を西方に辭する能はざる所以なりとす

左れば戦後如何に國事多端を告げ社交頻繁なるにもせよ監獄改良の事たる糺合ひ底等の方便口實を藉と雖

之を杜絶するの理由なきは勿論苟も(コンモンセンス)を具する者誰れか監獄改良を以て不急の事となすへけんや邦の名譽を重し國の價值を増殖せんと欲するは國民の同情同感にして事實既に然りとせば戦後一番の善後策として監獄改良に着手せざるへからず戦勝て國光を海表に輝かす是れ固より喜ぶへしと雖も苟も國を立る者戦争を以て未だ足れりとす可らず戦争は中古の遺風にして反射的作用に屬するか故に文明國の長く頼むべき者に非ず社交發達し人心高尚に赴くや反射的作用は化して思想的作用となり物質的文明は融して心性的文明となる今の時たる物質的文明は極點に昇り將さに心性界に移らんとするものゝ如し故に今後文明國の貴紳相伴て吾邦に來り吾邦社會の内相を自撃し内相の醜辱を摘發して合理的の非難をなさは吾邦の法權は是れか爲めに行はるゝを得す凡そ邦國の價值は格段に求むへからずして宜く普通も求むへし戦争は則格段にして平時の事にあらず而して法權制度は總して普通なるか故に平時の事なり吾輩は單に格段なる戦争に勝を得ればとて未だ意氣揚々たること能はず還て法權を實行し制度を完備し以て普通の價値を得んと欲するか故に善後策として監獄を改良し列國の人士をして吾邦の行刑に甘諾せしめ因て以て吾邦が合理的に名譽を進め合理的に國威を増殖せんと欲す誰れか監獄改良を以て不急の事となす者ぞ

(未完)

歐米監獄要録

●小河氏より小野田警保局長宛書面の付屬

(前號の別紙)

佛國內務省監獄局及高等監獄會議の組織

佛國內務省は局を分つもの五、曰く縣治局曰く衛生局曰く監獄局曰く會計局曰く警保局是れなり全國監獄に關する中央事務は監獄局に於て之を統理す局は別つて之を五課となす監獄官吏の進退會計及豫算支出の監督統計、アルゼリー殖民地の監獄に關する事務、收監事務及往復其他の庶務は第一課の主管とし短期刑の執行事務、拘置監及懲治場の事務、及假留監に關する事務は第二課の主管とし重罪監及癡狂院に關する事務は第三課の主管とし特赦假出獄及其他の出獄に關する事項並に不良幼年者の教育に關する事務は第四課の主管とし巡閱、押送、及相貌調査に關する事務は第五課に於て之を主管す

監獄局の外別に監獄高等評議會なるものあつて内務省中に之を開く權限上、該會と監獄局との關係は恰も我か中央衛生會の衛生局に於けるか如きか委員は選舉に出つるものと職務上に由るものとの二種類あり内務大臣は職務上該會の議長となり檢事總長セーンヌ縣知事、警視總監、憲兵司令長、縣治局長、及警保局長は職務上、委員の一員たるものとす議長を除くの外總へて三十一人の議員あり内九人は元老院議員、衆議院議員同しくまた九人あり參議院議員二人大審院評定官一人技師二人醫師一人皆女官選に係る副議長は互撰とし現任副議長は元老院議員テラフユー、ルーセル之に當る監獄新改築、豫算會計、立法等に關する主要の事務は總へて評議會に於て之を審議す會議の書記は監獄局長及特任の書記二名にて之を勤む

●本項在は巴黎小河氏より本學會に寄せられたるものに係り爰に其全文を掲載せり

拜啓各位益々御清康奉賀候次に小生事不相變瓦全罷在候間乍憚御省慮可被下此頃は少々は案内も相分り候様相成り坊つちやんの獨りあるき、覺束なくも先づ今日までの處迷子となつて巡查の仄介にも相成り不申時々監獄局にも参り尙ほ二三の名士にも面會仕りぼつ／＼斯道の研究に着手致し始め申候會議開會の期をば六月三十日と相定め候儀は全く當國始め歐洲各國に於ける大學教授連中の列席の便を謀り候義にて御承知の通り六月は學期の終はりにて月の下旬までには何處の大學も休學と相成り可申に付き暑中休暇を兼ね旁々學者社會の列席するもの必らず多數に可有之との見込の由に御坐候各國參列の委員は略ぼ第四回の會議に於けるべきと同一の人且つ同一の數に有之候由にて獨逸よりは慥かにクロー子翁も相見へ可申とのこと候、クロー子翁は着後始めて昨日書面差出し置き候間多分兩三日中には返書可有之と存候爰に一寸想ひ出し候ことは餘の義にも無之候得へども我國に於ける監獄會議など開會の時期は可成暑中休暇即ち七八月の交を撰ひ候様致度夏分は在監人の減少に伴ひ事務も比較的幾分か閑となるの例に候へは自他の便不少と被存候

當地方には謀殺の犯罪、割合に多數なり着以來毎日の新聞紙上、殆んど一日として人殺し沙汰の掲載しあらざる日どては無之而かも其の方法の慘酷なる實に粟生の想ひ有之申候此中も珍らしき戀の遺恨の人殺し有之利刀一番、見ん事、胸を貫いて殺害の後尙ほ是れにて飽き足らずやありけん斧を以て腦天をは粉な微塵に打ち碎き居り候由被害者は取者稼業のものにて加害者は二十八とか申す男盛りの若者に有之男と男の戀の遺恨とは一應御不審も可有之小生も始めは誠に不思議の感致し申候コ、少しく筆に上はせ難き處有之昔しの薩摩流に四五倍の之をかけたるか即ち當地の風俗と御推了可被成ソレハ／＼驚いたものにて男娼と申すもの盛んに一種の職業的社會をなし居り候程に有之殊に此の男娼なるもの風儀誠に惡しく(善い筈はなけれど)謂はく犯罪の巢窟にて目星しき犯罪は多く此の社會の手になり候由に御座候且驚くべきは男娼と申せば何れ二八餘まりの兒姿露滴るゝ美少年ならめと想像せられ候處なか／＼以て左様計りには参り不申三十前後の鬚男、是て矢つぱり男娼を稼き居るもの多しこのことに候話頭歸前されて如何ふしたることか戀の遺恨かと尋ぬるに彼の取者先生大の浮氣ものと相見へいつしか或る婦人に懸想し之れと一夜の戀戀を通したるか抑の起りと申すことに御座候毛唐の戀とはまた一種格段のものど御一笑可被成候又此頃のこど／＼か或る所に於て荷物の内より死骸を發見致し候由にて是れは下死人未だ相分り不申何れ殺害の後死骸を荷造りして之を普通の貨物の如くに見せかけ通運會社へ運送を相托し候ものに可有之のことに候尤も謀殺の犯罪にして物取を目的とするは割合に少數なる模様には有之單に殺戮専門とはけんのんのことに候、申す迄も無之當地方の人是一般に正金で囊にしたり家の戸棚に入れ置くなどのことは頼ど無之物取りの致し方か無之ものと相見へ候此程發行の當地官報に佛國司法大臣の最近五年間の精密なる刑事報告相見へ居り申候是は翻譯の上内務省へ報告可致に付き或は御入手可相成機會も可有之候得とも大要、重罪殊に財産に對する重罪は逐年減少を來たすの好結果を現し候由に有之財産に對する重罪と申せば多くは再犯加重の場合に適用せらるべきものに候間此の現象は全く治獄其の宜しきを得たるの手柄なるへしこのことに候之れに反し身体に對する重罪は比年幾分か増加の傾きを現はし候由にて是れは少しく考へものに御座候

何となれば文明の進むに従ひ身体犯は漸次減少するか常則なりと云ふ而かも重悪の身体犯か多少増加するの傾向ありとは何か特別の原因なくては叶はぬことと存候節見にては文明の精神上に及ぼすの影響より文明の進むに従ひ人の精神を短氣的に狂はすの結果に有間敷くやと愚考仕候はれ丈けにては或はた分り兼ね可申候得へども尙は研究の上追て細陳可申上候又彼等報告に由るに女子の犯罪も追ひ々々減少の割合を示し居り申候女子の犯罪中に(男子或は幼年者)に對する強姦猥褻の犯罪なるもの多數相見へ候こと一寸不思議に感じ申候是れも東西人情相異なるの結果にて全く婦人か幅を利かす風俗の將來する所と被存候毛唐の婦人社會の風儀の壞亂せることは實に想像の外に有之と申すことに御坐候當地に來りて一番癡に障ることは婦人社會の跋扈しつゝあることに有之立派の紳士などにも集合馬車の内にては夜鷹同前の醜業婦に對しても一步は愚か數十歩も譲らねはならぬ次第誠に溜つたものに無之候前顯人殺し沙汰の餘りに頻繁なることと不審に堪へず昨日も或る當務者を訪問の節話頭を此に移し候處當務者の申すにはそれは例年此時季に多く見るの現象にて全く時候の人の精神に及ぼすの影響なるへしとのこと候成程此地方は當節恰かも時候の變はり目どきにて東京で申せば花の三月、浮氣心のボカツク頃の陽氣に有之申候文明と精神の關係云云のこと前文一寸申上置さ候處小生の當地に參り最も親しく適切に相感し候は成程、是れては精神病者も文明國に多く出來る筈たと思ひ當り候ことに御坐候先づ第一か家屋の構造に有之大厦高樓に住むなど申せば我國にては如何にも贅澤の生活かの如くに候へども當地方にては全く之れに反し多數の人間はれいゝ天上に墮落てはなれり祭り上げらるゝの次第にて石造の大厦、大きいも大きい、一軒の内、電數の二三

百あるは珍らしからず一軒の内に豆腐屋もあれば酒屋もある仕立屋もあれば洗濯屋もあり、肴屋八百屋、醫者も住めば坊主も居る一軒恰かも一町内の如く殆んど一として間に合はざるものなしと云ふ程の次第にて大厦と申せば是れ程の大厦は有之ましく、高樓と申すも其の如く高いも高いは、三層四層は何のものかは七層もあれば八層もあり十層の高樓、また珍らしからず、凌雲閣高しといへども「トローカーデル」の高塔(千五百メートル)に比しては其基礎階にも及ばずとマア一寸例して申ふす如きはどのことにて多くの人は高樓に住み部屋狭くして且つ暗らく空氣と云へは一町内の空氣を一軒内に詰め込みたる廢敗も甚しき廢敗の空氣、之を呼吸して闇室に住む夏熱くして冬寒むし熱いも寒むいも極端にして其不愉快さ加減は言ふへからず此不愉快は火酒にあらざれば則ち之を遣るへからず飲めば則ち亂に及ばざれば之を止めず、火酒を飲むこと西洋にあつては贅澤と言はんより寧ろ必要物と云ふべく三才の兒童も之を用ひ親は則ち勸めても且つ之を飲ましむ麥酒葡萄酒の如きは我國に於ける茶ほどにも思はず小生如き半盃の葡萄酒にすら尙は顔を猩々たらしむるか如きは是れをこそ眞に赤面の至りに堪へざるの想ひあらしむ、多く酒を用ふるのことに此一事にてもすてに多く精神病者を作爲するの十分なる原因となすに足るに況して前顯申すか如き家屋生活の狀態にてさらぬだに自然に人をして狂ならしめんとす文明の進むに従ふて益々多く狂人を産出すること實に自然の勢と云ふへきなり小生如き幸にして五階六階以上の高樓に起臥するの厄を免かれ居るものと雖も家居數時間に涉るときは則ち忽ちあたまの調子を狂はしむるの感を起し時の許るす限りは務めて屋外を散策するの最必要を覺へしむ營々として勞働に食む多數の人、内に幾多、世渡りの辛楚苦悶あり外にあら

ゆる健康を毀傷するに足るの圍繞物あり如何んしてか能く身心の調瑟を紊されざることを得んや對身犯の増加を來たす實に自然の結果なるへしと被存候。當地内務省監獄局長と申すは年齢、凡そ四十六七、千八百六十一年の頃大學法律學課を卒業候由にて現地位には昨年の末、何れかの地方知事より轉任候とのとに有之萬國會議の委員長は當局長か即ち心得居られ申候監獄局長は課を分つこと五課にして各課、課長あり課長は大頭領の親任に依るものに候得は勅任官相當と申しても不可無之候得とも日本にて申ふさは先づ奏任官扱ひ位の處と被存候何れも多年勤勞の人と相見へ第二課長、第四課長及び第五課長は勳五等、第三課長は勳四等を有し居り申候第一課長は局長の秘書官をも兼ね現任の人は三十前後の年齢好に見受け申候當國にては各省次官なるもの無之大臣の次は直く局長にて大臣は御承知の如く頻繁交迭あること故、局に於けるすへての實權は局長盡く之を握り居るの次第にて従つて其位置の高くして權力の強きはなかく、以て日本に於ける各省局長などの比には無之候善きこともあればまた悪しきことも可有之候へども苟も局長其人を得は斯くの如くにして始めて獄事の改善は思ふ存分に成就可仕候局員の數は割合に少數に候へども(二般に皆然り)局の規模は誠に堂々たるものに有之廣やかなる局長室の外附屬會議場、應接間、書籍室等何れも壯麗なるものに候宮殿を見て王の尊さを知ると申すか如く此の隆々たる規模の大あるを見て少くも田舎者の毒氣を抜くに足り可申と浦山しく感じ申候監獄局の外、尙は高等監獄會議なるもの、設け有之申候獄制の改良に關する主要の出來事はすへて此會議に付するの規定にして議長は内務大臣之れに當り副議長は會員より之を撰擧す現今の副議長は元老院議員(元老院は日本に於ける貴族院に同しテテフエー、ルウセル氏之を移め居り申候議員の一部は特選に係ること例へは我が中央衛生會又は土木會の如く則ち貴族院議員及衆議院議員各々九名、參議院議員二人、技師二人醫師一人等にて一部は職務上よりするもの即ち檢事總長、セーン縣知事(巴黎府知事)警視總監、内務省縣治局長及び憲兵司令部長等にて總べて三十一名とのことに候監獄局長は會議に於ける書記官長となるの例に御座候書記官は二名にて何れも特選に係るものに候。囚徒殖民論は將來我國に於て戰爭及臺灣諸島占領の結果として必生の問題と被存候間此點に就ては十分審査を疑らし可申の積りに有之幸ひ此度の會議に於る第一部の問題として提出にも相成り居り候に付き旁々以て研究には好材料を得られ可申と歡ひ申候本題に關し内務大臣の諮問に對する法曹社會の通論として一般に囚徒殖民を是認するもの、如くに有之申候佛國の學者か之を是認するは御承知の通り今更ら珍らしからぬことに候へども此際一顧を煩はすの勞は慥かに有之可申候會議の結果如何相成可申哉コ、一番小生も一肌相ぬぎ可申と待ち構へ居り申候。昨日在米岡國民より書面有之同氏も合都によりては會議列席の爲め當地へ參らるゝやに申越され候鶴首相待ち居り申候先づ今便は是れにて擱筆仕候 勿々敬具

五月廿四日

學 會 記 者 足 下

在巴黎 岳 洋 生

海外通信

● 紐育監獄協會五十年期祝會

在米 薇峰樵夫

余け前回に於て讀者諸君に當監獄協會五十年期大祝會のあることを報しをきしが愈々去る二月二十八日は其當日よして前日より當米國有名典獄、刑法學者、監獄學者、慈善家は四方より集り左の問題につき或は議し或は演し頗る有益の集會なりき、

二月二十八日午前三十分開會

(一) 監獄協會の起原

チャールス、ビー、デリー君并にセフ
アス、ブレナード君其他數名

(二) 監獄協會と他協會の關係

ジョン、ギート、ライドル(ペンシルベニア監獄協會理事)

(三) 政府と監獄協會の關係

フランシス、ウエーランド(コチクテツト州監獄協會長)

(四) ニウヨーク監獄協會の事業

デー、イー、キンホール(ニウヨーク監獄協會事務主任)

(四) 電氣刑

シング、シング監獄 ドクトル、ラル
ピング

午後八時開會監獄大演說會

第一「ロマ」教派感化院より樂隊三十人列席美事なる奏樂ありたり

第二 専門の音樂師は「パイプ」「オルガン」を奏樂せり

第三 辨士は「ロマ」教派大監督 コリガン、牧師
パン、ダイク、ホルジニア州監獄協會の創立者
ホルト、スタイルス、及其他數氏の演說ありたり

晝間二回の集會は「フォースアベニュー」二十二丁目貧民救濟會の講堂にて、夜間の演說會は「チエックニング」大講堂にてありたり、今回の大會は頗る斯道の爲に有益なる集會にてありき、只残念なりしは米洲監獄大會議の議長セテラル、プリンコルホッフ氏は病氣ニ出せず、「エル、イラ」感化獄のゾイアル、プロックウエー氏は同感化獄の教授モンク氏心臟病急發にて死せしが爲出席せざりしことにてありき、諸氏の演說并に朗讀せし文章は後日譯載して諸君の清覽を汚すことある可し、

(五) ニウヨーク監獄協會と其關係事業

其一 州立「エルマイラ」感化監獄
タブリユー、エム、ラウソンド

其二 「ボルンハム」授職學校
牧師 ヘンリー、コツプ

其三 河畔の休息
サムエル、ジャクソン

(六) 監獄協會と監獄支署

エドワード、モルソル

(七) 監獄協會と監獄作業問題

ゼームス、マツキーン

(八) 監獄協會と外國の關係

日本 留岡 幸助

午後二時三十分開會
行刑の進歩

(一) サチウセツト州條件付裁判

ハンナ、トッド女史(ボストン府)

(二) 懲罰主義に反對しての感化的監獄

「コンマルド」監獄典獄ジョセフ、エフ、スコット
「エルマイラ」監獄典獄ズイ、アール、プロックウエー

(三) 女囚につき

マサチウセツト女囚獄ジョンソン氏

此他尙讀者諸君に報す可きことあり

開は他にあらすシング、シング州獄視察是れなり余は去る二十六日即ち監獄協會五十年期の前々日シング、シング監獄を視察せり、同監獄大佐セイシ君は寡言温良の君子にして余は視察の前に當り一書を以て典獄セイシ君に豫しめ視察の由を通報せし處豈圖らんやセイシ君は丁寧なる返翰あり其畧に曰く「貴下弊監御視察につきての御通報に與り余は心より貴下の御來監を歓迎仕候願は御滞留中は弊屋にて御宿可致候間其御積りにて御來臨被下度右御答まで草々不具」余は旅人として管ならざる悦を以て同監に赴きたり、余が當府中央停車場を發車せしは二十六日午後一時十分にてありき、流車は終始ホドソン河畔に沿ふて溯り凡そ三十二哩にしてシング、シング町ニ達せり、監獄は同市を距る二丁餘の河畔にあり、音に名高き監獄なれども建築は頗る不規則にして監房の如きも石造一棟内に千二百の分房あり、各房は今日の衛生規則には頗る不適當のものにして其改築を要するや論を俟たず今回監獄協會五十年期祝會の議場にて同監獄の位置を他に移すことに決議したるを以て見るも其一般を知るに足るし、然れども今同

監獄敷地内に教誨堂、食堂、病監の三つを一棟中に新築しつゝあり、其費用を間に二十五万弗なりと云、該監獄には夫の有名なる電気刑器ありて、其器械は極簡單なるものにして先づ死刑を宣告されたる當人は其時間來るや刑場に引き出さし一個の椅子にかゝり、其椅子に手足を縛りつけ電氣は頭上に戴く帽子とゆかじたり電線足の一部に通じ、頭上足下より電氣通し、今や死刑を執行せんとするや合圖の「ベル」と共に一丁餘隔りたる電氣本局より電氣は刑場に通するなり、然而刑人は一秒間を経る内に何の苦痛もなくして死に就りて云、真に仁慈、輕便の死刑器と云ふ可し

最初該刑の執行を受けしは實に恥辱哉日本人にして器械の整頓せざりしか爲その結果よからずと雖今や數年の經驗によりて頗る其結果なりと云ふ、典獄及醫師の報告によれば、其死するや、一秒時間足らずにして苦痛なく刑を執行し得ると云、余が卑見によるも斯る簡便の刑器は早晩世界に行はるゝに至る可し、余は該死刑を執行する官吏より種々の説明と懇切なる案内によりて精しく電氣刑につき聞くことを得たり、其時幾莫の金額にて該器を(悉皆)求むる

して全体分房の如きは財政上行はるべき事物にあらず故に實施上其最も容易なるものを探りたるなり諸者乞ふ之を諒せよ

第一 監獄の位置は何れの場合に於ても左の諸項に適合する者なるを要す

- (一) 高燥の地(二) 空氣流通の充分なる地(三) 市街に接近せざる地(四) 運輸便なる地(五) 飲料水の善
- 良且充分なる地(六) 汚濁の沼池に接近せざる地(七) 民家に接近せざる地(八) 地盤強硬なる地(九) 水難の憂なき地(十) 神社佛閣公園等の如き公衆の集合する場所に接近せざる地(十一) 近隣に障害物あらざる地(森林等)

第二 監獄の敷地は必要を定度とし廣大に敷く可らず拘禁人員の多寡に依り多少其度を異にすとも雖も一人平均十二坪以上十五坪を降る可らず

第三 囚人監所屬の建物は凡左の如し

- 一 事務所 二 中央看守所 三 訊問室 四 書信室
- 五 接見室 六 人民和所 七 教誨堂 八 就學場 九 運動場 十 倉庫 十一 工場 十二 炊場 十三 浴場
- 十四 洗濯場 十五 監房 十六 病監 十七 懲治場 十八 蒸蒸室 十九 絞架場 二十一 屍室 廿二

ことを得るかど問ひしに官吏答て曰く「凡そ五千弗」なりと云へり

余は二日間典獄の内にて管ならざる待遇を受け二十七日夜當ニウヨク府に歸りたり、此外尙教誨作業戒護につき記す可きこと多しと雖今や時辰器は夜半十二時を報しつゝあれば後日を期して讀者 諸君に見ゆることある可し

明治二十八年三月二日夜半

於米國紐育府之客舍記

雜錄

監獄建築標準私按

山陰 隱士

監獄建築標準制定の必要なるとは監獄協會雜誌第八十四號に於て促されたり余輩の此事あらんとを希望するや久し今試に現時の財政程度を慮り建築標準は私案を草し先覺諸氏の叱正を煩さんとする素々余は熱心なる分房賛成者にして本案を以て完全なりと思惟するものにあらず然れども事物自から順序あり一

- 屏禁室 廿三間室 廿四密室 廿五獨慎室 廿六檢身室

第四 囚人監拘留置監女監幼年監懲治場は各嚴重に墙壁を設け離隔すへし

第五 拘留置は分房を正則とするも全分部とせず能はざる時は三分一の二以上分房とし囚人監は少なく共三分の一以上の分房を有するを要す

第六 囚人監建物の配置及構造は左の標準に準據すへきものとす

一 事務所は監獄の首部に設け總ての建物と交通最便利なるを要す

二 監房の形狀は尖面形十字形若くは丁字形の内を擇ひ必ず東南に面せしむへし

三 中央看守所は各監房翼の中點則中央部に設くへし

四 訊問所は事務所中適當の場所を撰み之を設く

五 書信室は事務所若くは中央看守所の傍に設け一室一人に充用せしむ

六 接見室は事務所に接近したる場所に設け外來者をして監獄構内を見能はさらしむへし接見室も一室一人に限るものとす人民和所は事務所の一

隅に設くるを可とす教誨堂は中央看守所の一部を充用すへし若し中央看守所に於て之を供用する餘地あらざる時は監房工場等より尤便利の交通を有する地に建設すへし

九就學場は教誨堂を兼用することを得

十運動場は各監房翼の中間の空地に設くへし

十一領置庫は事務所接近の場所にして火災の憂最少なき所たらざる可からず工業素製品其他經理上の物品を納むる倉庫は各其工場より便利の場所に設けざるへからず

十二工場は監房と交通尤便利なる所たるを要す

十三炊場浴場及洗濯場は可成一ヶ所に設け薪炭の節減を計らんか爲め可成一ヶ所の禁所を以て彼是兼用すへし

十四煉瓦造雜居監房は一房五人を以て極度とし少くとも一人一疊とす天井の高さは少なくとも一丈二尺以上にして完全なる通氣法の設備あるを要す木造雜居房に於ても又同じ

十五煉瓦造分房監は一房一坪以上一坪半以下とす天井の高さは少なくとも一丈二尺以上とし空氣流通及光線の透入をして十分あらしむるを要す

廿八監房間の隔離壁には特に注意し隣房と通聲する能はさらしむる方法を設くへし

廿九木造雜居房は前面若くは後面の格子より隣房と物品の受授等を爲す能はさるよう設くへし

三十監房の天井は總て格子造となすへし

三十一病監は別に一區劃とし三分の一を分房となすを要す是れ病症により區劃を得せしめんか爲なり總て病監は平屋建とすへし

三十二病監には地方に依り煖爐を設置することを得但火災の憂なき方法を擇はさるへからず病監構内には左の諸室を設くるを要す

看守所診察所湯呑所浴場洗濯場消毒場分娩室解剖室屍室

三十三總て病監の天井監房床等は洗滌に便なる構造なるを要す

三十四懲治場は別に一區劃とし普通人民の住家と略同一なる構造方を可とす

三十五薰蒸室は事務所の近傍に廊下を以て建築すへし

三十六絞架場は監獄構内の一隅に設け高塀を以て圍繞し外觀を防くへし

木造分房監に於ても亦同じ

十六煉瓦塀監房の扉は厚板を以て之を造る視察孔及食物差入等の口を付す可らず

十七木造監房の扉も亦同じ

十八總て監房は光線及空氣を容るゝに充分なる構造なるを要す監房の窓は其目的を達するに充分なるを以て程度とし濶大に過く可からず

十九扉の高さは五尺幅三尺とす

二十扉は監房の内方に開くの構造あるを便とす

廿一鎖鑰は堅牢且單簡にして全監通用し得るものなるを要す

廿二監房の床は厚板を用ひ毫も間隙等を有せざるよう設くへし

廿三監房入口左方には便器を置く位置を設け常に置き便器を使用するを可とす

廿四煉瓦造監房内の壁は「セメント」若くは「ペンキ」を塗抹し洗滌に便ならしむへし

廿五監房翼の廊下は少なくとも二間以上とす

廿六木造監房の床及周圍は總て「コンクリット」若くは普通の漆喰を以て造り床下は空氣の流通をして自在ならしめ根太土臺等の腐蝕を防ぐへし

三十七屍場は絞架場の傍に建設すへし

三十八屏禁室は監獄構内成るべく靜肅なる場所に設け其構造は分房監に同じ

三十九關室は他の監房と隔離せる所に設け其構造は方五尺以下とし四面を密閉し前面に入口を付し室内空氣の流通を充分にし光線の透入すとるなからしむへし

四十密室は監獄構内隔離せる所に設け其構造は分房監に同じ

四十一獨愼室は分房監と略同一の構造方を以てすへし但稍寬になす事を得

四十二新入者檢身室は事務の一隅に設け囚人檢身室は工場近傍に設くる者とす

第七 屏禁室關室獨愼室密室は一ヶ所に設くるを可とす

第八 監獄の墻壁は煉瓦を以て設くるを要す但高さは一丈五尺を降るとを得す

第九 監獄の點燈瓦斯電氣石油の内最も費用の要せざる者を探ひへし

第十 官舎は典獄各課長看守長及看守を容るゝに足るの構造を設くるを要す

第十一 官舎は總て墻壁の外部に建設すへし
 第十二 監房の建築其木造なると小石造なるとを問はず可成家厝少きを要す二階建を設くるは大都會近傍にして土地非常に高價なる時に限る
 建築方法の詳細に至ては建築技術に屬するに依り茲には單に其要件のみを記す

●一喜一憂

何を喜ぶか曰く北海道に在る集治監を内務省の直轄にせられたるを喜ぶ
 是さて該集治監は北海道廳長官に於て管理し來しか今回集治監假留監の官制及び監獄則第三條を改正して集治監假留監は皆内務省の直轄とせられたり
 其内務省の直轄たる否とは問ふべき必要なもの如しと雖も決して然らず看よ北海道廳は他の府縣と異なり其管轄廣大にして從て長官の權限も亦大なるにも拘らず殊に中央政府を距ると遠く而も監督に不便なるも之を顧みずして斷然北海道廳長官の管理に屬せし集治監を内務省の直轄に改められたるは鋭斷の處置なりと謂はざるを得ず予は此鋭斷を喜ぶ
 其喜ぶ所以のものは集治監を北海道廳長官の管理に

若くは數年間の久しき囹圄の天地に紀律の下に強制せられつゝありし者に對し其放免時に當り必要外の金員を直接下付するが如きは實に危險と云はざるべからず彼等は元來不紀律なる社會の生活に慣れ放縱遊逸に自適し來りし者にして一朝入監の身とならんか前日の境遇に正反對なる然かも秩序整然たる紀律の範圍に生息するに至り一舉一動苟もす可さる者か突然刑餘の身を以て滿期放免の良辰に遭遇し加ふるに多額の金員の下付を受け監門前に放免せられんか百年の奇貨措くへしと爲し自縱一番忽ち放免の息心を惹起し青樓一夜の夢を買ふにあらざれば牛飲馬食し折角監獄内に於て恩惠賜與されたる金錢を浪費し果ては其結果歸郷の旅費尙之を餘さず終に其身を處するの策盡き亦再犯罪に餘義なくせらるゝに至るが如きは往々免かれざるべからざるの數にして要するに改心の堅固ならざるより招來する素因に相違なしと云ふと雖も差當り必要を訴へざる多くの金員を直接放免者に下付せしこと即ち再犯の導火となるべきことは將に掩ふさからざるの事實にして恰も虎を野に放つか如く其嚙博を恣にせざらんこと殆んど稀なり、事實果して然りとせば恩惠上の給與工錢にして

屬せしむるも實益なきを以て 多少監督上に不便あるも之を内務省の直轄と爲し同時に集治監の權限を擴張せられたればなり
 尙ほ府縣監獄費愈々國庫支辨に復せらるゝの日に於ては地方監獄も亦内務省の直轄となるの期あるへし次に
 何を憂ふるか曰く典獄に欠員ある場合に於て書記看守長より出てすして警部等より上任せしを憂ふるなり今回發布せられたる集治監典獄特別任用令には滿三年以上府縣典獄若くは集治監分監長の職を奉し現に其職に在る若に限り試験を要せず集治監典獄に任用するを得と定められたり予は府縣典獄特別任用令に箇様の規定なきを憂ふ

●放免時の金員下付に就て

放免人に下付すべき金員にして其額僅少ならざるときは本人が居住地へ歸着する丈けに要する金員を見積り下付するに止め殘餘金は爲替を以て本人歸着地の町村役場に郵送し將來相當の保護を依頼したる書面を添へ發送せられんことを望む、而して其理由の如きは茲に喋々するの要を見ずと雖ども就中數月却て其効を奏する能はざるのみならず犯罪の伏線となり了するか如きとありては洵に許すべからざる事にして而して之を豫防し及び之れか善後策は他なし放免時に當り必要外(歸郷旅費の外)の金員は少くとも之を監督より本人歸着地の町村役場に郵送し其費途を監督し及び充分保護の方法を講せられんことを行刑官たる典獄より委嘱されんこと再犯防遏の手段として寧ろ行刑の目的を貫徹せしむるの方便として策の得たるものなることを信す、當局者以て如何とす

●刑事被告人に對し果して處罰を設けらるべき乎

嘗て我監獄則には刑事被告人に對する處罰の規定ありしか明治二十二年七月監獄則改正の際之を削除せられたるを以て現行の規則に於ては仮令教令に背き獄則に違背するも刑事被告人に係るときは之を處罰するを能はず
 其從前加へ來りし處罰を廢せられたるは抑も如何なる理由に基くか予輩は之を知らずと雖も蓋し嚴酷に過ぐるの傾きあるを以て之を矯正し嚴然被告人と因

人との別を立て其待遇を異にせんと欲したるに外ならざるへし
然りと雖も被告人に對する處罰を廢せられたる以來被告人の人氣は頓に一變し仮令在監中なるも刑事被告人は無罪純白である云ひ或は制裁なきを奇貨とし往々獄則を犯す者あり加之近年に至ては所謂壯士なる者ありて議員選舉等の際には或は脅迫を爲し或は暴行を働き其れか爲め拘留せらるる者少からず是等の輩は多くは行狀悪しく甚たしきに至ては放歌高談を爲し看守に於て之を制すれば却て議論を仕掛け惡口を言ふ者なしとせず——然れども之を處罰するの途なきを以て某監獄署に於ては其取締に困難せられたりと云ふ尤も是は極端の例にて他には監獄の規律を亂す等のとなく靜肅に治めらるる所なきにしもあらずと雖も監獄の規律を保つ上に於ては被告人に對しても亦處罰を行ふの必要ありと云ふは殆ど輿論なりとす
平素官海の事を報するに敏捷なる東京日々新聞に於ても既又其筋に於て被告人に對する處罰を取調中の由掲載せり然らば其發表を見ると遠からざるへしと思考するを以て茲に卑見を一言せんと欲す

屋に依頼するに由り直接本人の出願する場合は誠に稀有なりとす從て食物の如きは人民に於て手製の品を持參すると稀にて皆差入屋の手に係るものゝ如し甚しきに至ては差入屋の品にあらざれば差入を許されざるものと誤想するものなしとせず尤監獄署には差入の規則なきにあらずと雖も愚夫愚婦又在ては文字をも知らざるを以て誤想するも亦無理ならざるへし

熱々實際上の模様を自擊するに所謂差入屋の中には二箇の種類あり一は自稱の差入屋として是れは二三の人民か自ら其店頭看板を掲げて營業を爲すもの二は監獄署に於て一二の人民に對し特許せし差入屋是れなり

今此差入屋は就て其利害を觀察するに第一の差入屋は人民自由の營業たるを以て固より監獄にて其人物を撰擇したるものにあらず故に信用上に於ては欠くる所なきにあらず又代書等の場合に於て不完全なるものなしとせず然らば此點に於ては第二の差入屋に及ばざると遠し然れども第二の差入屋に在ては之に反して監獄署の爲めには信用あり且便宜尠からず乍去監獄署に於て特許せしもの、外は差入業を營むと

借て愈々被告人に處罰を加ふへしと決するも今日囚人に對する處罰の如く漠然たる規定を設くるは不可なり何となれば監獄則に於ては單に獄則を犯したるときは云々であるのみよて其獄則は監獄に一任したる姿なれば實際各地方の取扱區々にして處罰の程度寛嚴一ならず加之豫知せしむるの手續を盡さずして罰する等の傾なき能はず故に囚人は一向存せざるより惡ひとども思はず致しましたと云ふ様の事柄も獄則違犯として罰するとなきを保せず若し被告人に對して簡様の處罰を加ふるとあらは不當も亦甚しきを以て處罰すべき事項は其筋に於て明かに定めらるるか若くは監獄を管理する府縣知事より獄則を定めて認可を請はしめ以て區々の弊を去り寛嚴其度を異にするとなき様に定められたし

●差入營業を特許するの利害如何
在監人に對する差入は本人自ら監獄署に出頭して願ふべきものなれども事故ありて自ら出頭し難きときは代人を以て出願するも敢て差支なし
然りと雖も從來各地方の監獄には何れも其近邊に所謂差入屋あるものあるを以て差入の願は殆ど皆差入

能はずとせば或は人民の營業權を妨ぐるとの非難を免かれざるへし
去れば各、一利害ありて是非の判斷に苦しむものゝ如しと雖も監獄の取締上より論するときは第二の差入屋を以て可なりと謂はざるへからず然れども監獄署限りにて特許を與ふるは穩當ならずと思料す因て其筋に於ては速に規則を設け恰も裁判所に於ける代書人の如く人物を撰擇して差入屋營業を特許し若し不都合あるときは獄典として或は營業を停止し或は許可を取消し十分取締の途を立てられんとを希望す

●徳川幕府裁判所の構成及權限
裁判廷の模様 (承前)

以上審問の手續は終結を告げたり以下裁判廷の概況を擧げんに
其一、當日の服制は將軍始め諸役人、其席へ伺候する者は定紋付、時服に、繼上下、小刀を帶し、御同朋頭と、御醫師は剃髮にて御同朋頭は、紋付時服に繼上下御醫は十徳を着するなり
其二、當日裁判席に用る江戸城大廣間は本城第一

の廣座敷にて南向にて上段、中段、下段の三間を設け下段より東へ折れて二の間、三の間あり襖を以て一間毎に建切り前面は腰高障子落椽は雨除障子建て(公用の節取拂)玄關際より上段西側まで折廻し大廊下、拭板檜ふしなし厚板を以て張詰め落椽切目張り、上段の前落椽に楷段を附し、其前向ふに能舞臺あり橋掛り鏡の間、境より見通しは猿頭と唱ふる白木高塀を以て圍む、内廷は白洲なり、同所は幕府公用第一の式場にして諸列侯へ威權を示す爲めに創造の初より心を用ひ良工の意匠に成立、其構造廣大、壯觀實に目を驚すなり然れども唯た奢侈虚飾にのみ流れず自然と武威を輝す質素古風の趣きありて、名工の意匠巧みなる感賞すべき價値ある建築にてありしなり

其三、上段の内部を略記すれば惣金張附にて右の方に附け書院と唱ふる窓あり左に御納戸構(此所に御納戸の役)御張臺と唱る出入口あり、襖總体黒塗かまも金張附上段、かまちは黒塗り鳴居より柱は、つかの四方柱、らんまは花鳥の高彫あり、二重なけし、合天井黒塗りふちにて、金張り附け惣体張附の所は松と雲形の書あり二重なけし釘隠し金紋

出羽守、御預りの者を家來に召連れさせ、呼出人は駕籠にのせ大手前腰掛外に、各隊伍を分ち警護の人数嚴重に之をせまもり、元千代外二人は乗馬の儀にて行列正しく相待居り町奉行、御目付歩行にて支配向役々を引具し之に臨むこれを見て三人下馬し一と通り挨拶ありて、御預人はより町奉行奥力同心護送して御城内、引入る旨口達し、奥力同心これを受取り、御預り大名並に奉行目付とも直に登城す呼出人は御玄關前百人組番所に差置、奥力同心附添護衛す

此時呼出人永見大藏、荻田主馬、小栗美作三人とも麻上下紋附時服にて兩刀を脱し、素尼わら草履にて出るなり町奉行、奥力、御徒目付は繼上下、御小目付同心の徒は羽織袴なり

其六、程なく御預り大名并町奉行、御目付玄關式臺に出て來り御徒目付を以て町奉行奥力へ達し呼出人を御玄關式臺まで召連來らせ夫より御徒目付附添落椽通りより御書院番所に差置、御徒目付護衛す

其七、將軍家へは四ツ時を打つと御席用意よろしき旨老中より御側御用取次を以て申上即刻御表へ

付、中段左右は大襖にて金張附前と同し下段同しく正面に御簾ををろす、三間とも高麗へりの疊なり

其四、下段より東へ折れて大廣間二之間、三之間と唱る廣座敷あり内部正面及び間仕切り襖は黒塗かまも金張り附け、前面高障子、合天井金張附、鳴居上小壁も金張り付、二重なけし、針隠しは金紋付、二の間、三の間を明けひろけたる時、これを見れば正面襖中央に松の大樹を一幹書し、夫より枝葉を延して、二の間の三の間の襖より天井小壁は勿論いづれも一樹の延枝を以て之を覆ふ其枝葉、遠近、長短、畫工の意匠をこらし、仰き見れば大樹の下にあるの思ひをなさしむ、これ狩野家祖先の意匠に創造せられ、代々摸本定期、遺傳ありて改造の節は元形の通に復し右建築も雛形繪圖面其役々に備ありて先規の通りに構造せしと云ふ其五、當日五ツ時、御三家諸役人登城御目付より案内にて町奉行甲斐庄飛騨守、北條安房守、御目付日野根長左衛門、藤堂主馬、戸田八郎兵衛、同道にて大手御門前腰掛へ出張す、其以前より當日呼出人大名預りの、松平元千代、松平越前守、松平

出御、奥御錠口に役々待合夫々御目付一人御先拂、大目付一人御同胞頭一人老中堀田筑前守御先立將軍、御次に御刀持御小性一人、御側御用人牧野備後守、御側御用御取次一人、御小性頭取一人、御小性二人附添ひ跡より御側衆御小性、小納戸、中奥のどもから御醫師御供して松の御廊下通り大廣間御上段へ出御御三家甲府の四卿御中段に進みて御目見相濟、御下段の席に着坐、溜詰、御預り大名三人、寺社奉行町奉行御下段の前、罷出、御目見御老中待座

其八、役々御目見濟各定の席に就て御目付案内にて呼出もの御席へ出す御預り大名三人先に進み、永見大藏外二人へ掛りの社寺奉行、大目付町奉行、御目付、(名前は前にあり)附添護衛して落椽通り、御下段の正面落椽北面して躡躑せしめ各左右後ろに附添着坐す、御徒目付は三の間の塀にて残り落椽に控へるなり

其九、中段中央には高麗縁り疊二枚を置、御敷物を据へ、左に御刀掛あり(黒塗金紋付)將軍御出座、御刀持の御小性御刀を掛け凡三尺程も隔り待座す其後上段際に一列に御側御用人以下着座其外座順

は略す

其十、御審問之始末は前記の如くなり其時阿部越後守、板倉内膳正は申口を書取り、御審問濟の上將軍の檢覽に供す

其十一、御審問濟退席の事、阿部豊後守より差圖あり護衛の役々附添、落椽通り元の場所引戻し、御立關式臺まで、御徒目付附添、町奉行、御目付出て奥力を渡し御用濟に付御預り大名家來へ戻し退散せしむべき旨相達す奥方同心御徒目付、御小人目付附添、大手前へ呼出人を連出し御預け大名家來へ渡し當日の事終りたり、大手前には渠らを見んごて、見物人集りしを以て、取締として町奉行組同心、多人數出役して混雜を制したりと云ふ

裁判席着席位置

- 一、將軍御着座
- 二、御刀持御小性
- 三、御側御用人牧野備後守、御側御用御取次一人、御小性頭取一人、御小性二人
- 四、尾張、紀伊、水戸、甲府の四卿
- 五、申次の役堀田家筑後守
- 六、老中稻葉美濃守、大久保加賀守

予輩も又之を以て教誨の新案として之を認む之を認むると同時に實際に經驗せられんことを當局者に勸告するに吝ならざる所なり予輩は元來監獄教誨に縁遠きものにして釋迦に説法の愚を學ぶものにあらずと雖も聊か教誨に關する愚見を陳へ當局者の教を請はんとす予輩の平素教誨に關する持論として彼の俗間に行はるゝ愚短愚翁の間に信仰せらるゝ所の佛陀の理を説き及び極樂淨土の因果を説教的に演述する破戒僧侶の縁言の如き予輩寸毫も其監獄教誨に益あるを認むる能はざるのみならず普通一般の道義的理論を云々するか如きも格別其効の著しきものあるを知らざること久し、就中短期の囚人に對しては甲乙俱に何等の効驗なきを浩嘆せずんばあらず、然らば如何せば即ち可なるやと云ふに、刑期の長短并に各囚の性質の如何に依り差異ありと雖も須らく個人的の性状に依り充分其良心を刺戟するに足るべき適切な事項を應問的に誘問し良心の發動に依り彼等に反省の餘地を興るにあり就中其短期刑者に在つては本刑確定後親しく其監房に就き本囚が社會上の境遇より彼等か現に社會に有せる位地及び家族の總ての關係を反覆詳密に尋問し此憐むべき嘆しむべき被刑

- 七 溜詰井伊掃部守(彦根)松平讃岐守(高松)松平下總守(忍)保科重四郎(會津)
- 八 老中阿部豊後守、板倉内膳正、申口書取の役なり
- 九 若年寄久世出雲守、秋元攝津守
- 十 御奏者番戸田越前守、酒井修理大夫、土井能登守
- 十一 御側衆、御小性、御納戸、中奥の徒及び御儒者醫師
- 十二 御譜代大名、諸番頭
- 十三 黒木書院伺公の諸役人、御目付御使番
- 十四 呼出人及御預大名、附添寺社奉行、大目付、町奉行、御目付
- 十五 御徒目付扣席
- 十六 呼出人控席

(未完)

教 誨

●教誨管見

自稱教誨生

本誌前號の紙上に於て教誨の一新案として囚人に術生談を爲すの教誨に効多きを論せられたる識者あり者の境遇并に刑期中父母妻子か如何にして誰れに依て以て生計を立つべき哉其資産なき者及び近き親屬なきものに在つては饑寒に泣かされは即ち他人の門戸に食を請ふの止むなかるへし等最も彼等に對し直接に痛痒を感ずるの方針に向て留意教誨せば普通の法談、道義を説くに優る萬々なりとす彼の人類の涙愚ろき如何なる獸行奸佞の兇徒と雖も深く心肝に銘し良心に訴へざるもの殆んど少なく其他教誨を施す時機の如き又可成本囚が家信に接する毎に其告知の序を以て倦まず撓まず留守守る妻子眷屬の痛心此身を案するの切なる至情等最も實際に適應する鎖事小故に至る迄細大注意し説示せば驕然其過ちを悔ひざるもの幾人かある至茲兇惡大怒を犯せし惡爲鬼行なるものと雖も恐らく内に流涕大息せざる者なかるべしと思考せらる此内に流涕大息するものこそ拘に改過遷善の起因たるに外ならず教誨師たるもの此機を失せず益々進んで其肺肝を刺戟するあらんか其悔ひ改むるや即ち真心に出て事に觸れ時に感し改悛の種子となるものあらん而して能く教誨の目的を達し得べきなり要するに教誨彼囚徒の良心を動かし驕然改悛せしむるにあり其手段の如きは強て何種たるを

叙任辭令

問はされは今後は可成信書の告知は教誨師をして爲
さしめ其席に於て個人的教誨を行しむれば其功の顯
著なるものあらん聊か教誨の方法時期に付管見を陳
ふること爾かり

叙任辭令

(各通)

看守を命し	看守	和歌山縣
月俸六圓受業生を命す	看守	尾鼻 武雄
		貴志 實
		山野幸三郎
		森口幸之助
		浦上一郎
		保田 勝平
		田中晋太郎
		楠山 榮吉
		勝田與一郎
		塚本 虎藏
		山本湯之助

同 中村徳太郎

看守教習課程修業月俸八圓

休職看守 西岡富之助

依願看守を免す

看守 西川 房楠
尾鼻 武雄

看守を免す

宇藤勘一郎

任監獄書記月俸八圓監獄署第三課勤務を命す

廣島縣

月給十圓給與

藥劑手 田中 淺吉

監獄醫助手を命す
日給三十錢給與

松浦 正夫

雇を命す 月給五圓給與
第一課勤務を命す

金澤樂二郎

監獄醫助手を命す
日給五拾錢給與

斯林格之助

監獄衛生事務を囑托す
月手當金六十圓給與

醫學士 近藤常次郎

叙任辭令

(各通)

依願雇を免す	雇	松永 英楠
		宮本 順信
		長束 鶴吉
		柳熊 太郎
		白根 保道
		赤井 禮藏
		西川常次郎
		前岩善次郎
		竹田摸八郎
		堀尾直次郎
		井上光太郎
		藤本富之助
		西村 義貞
		五味 定次
		神前惣三郎
		清水清三郎
		村上 通義
		島本 銳二
		大西吉二郎
		乾 彙三郎
		立花又之丞

依願雇を免す

手島 實一

千葉縣看守を命す
月俸八圓給與

押丁 藤原司馬瓶

同上

同 戸村 民藏

同上

同 鶴澤喜三郎

同上

同 根本 文三

復職を命す
月俸八圓給與

休職看守 大塚 要三

同上

休職看守 小川 正作

依願看守を免す

看守 成田 幾作

看守を免す

看守 宇之澤賢司

同上

看守 古川治三郎

看守褫奪す

同 潮田 茂

依願監獄醫を免す

監獄醫 酒井 卷二

叙任辭令

千葉縣監獄醫を命す 宮井 誠二
月俸二十圓給與

岡山縣 岡山縣議入歳出外現金出納官吏
岡山縣典獄 西村 茂範

岡山縣監獄 和田 宗親
全監獄署在監人領主物品會計官吏

依願監獄醫を 大分縣監獄醫 小野 匡
免す 小原 男也

月俸貳拾五圓給與 藤田 準吉
監獄署醫務所長を命す

大分縣監獄醫を命す 大分縣書記 古川 利徳
監獄署醫務所勤務を命す 月俸貳拾五圓給與 給九給俸

給月俸拾圓 同 丸山 再吉

東京集治監 宮城集治監典獄 長屋 又輔
詰を命す 宮城集治監詰を命す集治監典獄 小泉 保直
非職ヲ命ス 北海道集治監典獄 大井上輝前

通信

看守教習卒業

看守 井上 熊次	看守 伊藤 好吉	京都府
全 藤川 兼石	全 羽村佐兵衛	
全 立岡光太郎	全 森 虎 吉	
全 菅 堅 壁	全 藤田 團藏	
全 西秋忠右衛門	全 渡邊末次郎	
全 井上寅太郎	全 小幡勇次郎	
全 村上 慶利	全 上柳 重光	
全 小森孝次郎	全 榎本辰次郎	
全 山本甚之助	全 西條清次郎	
全 下村 大拙		廣島縣
以上		

任茨城縣典獄 內務 屬 柿木原政澄

任熊本縣下益城 茨城縣典獄 古城彌二郎

七月十三日 任愛知縣典獄 靜岡縣典獄 千頭 正澄

任靜岡縣典獄 和歌山縣典獄福田 純一

任和歌山縣典獄 巖手縣典獄 杉江 重久

任巖手縣典獄 巖手縣警部 小林 清一

任愛知縣碧海郡長 愛知縣典獄 村井 高正

七月廿五日 任集治監典獄 新潟縣典獄 小泉 保直

任新潟縣典獄 千葉縣典獄 千石 學

任千葉縣典獄 內務 屬 隔山利吉郎

北海道集治監詰ヲ 東京集治監典獄石澤 謹吾
命ス

看守 林 省 三 豊島 新吉

全 森田 珪員 砂原芳右衛門

全 中野清一郎 沖盛 森平

全 中村 節藏 榎本岩次郎

全 藤木 貞一 村田悅次郎

全 杉本愛次郎 砂田 壽藏

全 淵澤 柳平 酒井 克己

全 吉田 一種 筧田 曆七

全 谷口嘉市郎 竹腰喜七郎

全 神田權十郎 正田幾太郎

全 岩田勝太郎 山上榮太郎

全 石橋保太郎 中野 幾藏

全 小椋 頁一 森岡 盛吉

全 八谷小右衛門 永森 重正

全 鍋岡 貞藏 永井市太郎

全 村田文三郎 永井 旭

全 山本百之助 串本勝三郎

全 丹下文太郎 藤井秀次郎

全 森 正 方 佐竹光太郎

全 有馬吾一郎

○看守教習科程卒業す

監獄法令

優等看守	平田 富吉	全	看守	千葉縣
全	磯部 靜寛	全	赤海十太郎	
全	和田常太郎	全	尾湯 嘉吉	
全	鎌田 安藏	全	川崎 芳郎	
全	齊藤源三郎	全	杉崎傳九郎	
全	富田 松藏	全	結城 義平	
全	古山 留吉	全	本庄三右衛門	
全	山川 得意	全	田中亦五郎	
全	松本 留吉	全	小池 龜藏	
全	鳥海政兵衛	全	大野 金治	
全	柳田 正保	全	小川道太郎	
全	伊藤幸三郎	全	渡邊善太郎	
全	江口 爲吉	全	大西 宣行	
全	山田文之助	全	片岡富士藏	
全	松永 紋藏	全	富田 久勝	
全	金坂 平吉	全	鬼島甚太郎	
全	蒔田全三郎	全	大木勘次郎	
全	佐藤 久治	全	上田申之助	
全	内河平太郎	全	戸村 松藏	
全	小久保啓太郎	全	上代宗三郎	

全	大井 榮吉	全	關川幸次郎
全	井上六次郎	全	兼坂 靜藏
全	柳澤善次郎	全	江口雄太員
全	鶴澤 豊吉	全	樋口勝太郎
全	三橋 牛松	全	井上 銜
全	大石壽賀吉	全	宇田真太郎
全	鹿 綱 吉	全	森尾留次郎
全	久野義太郎	全	大久保庄助

監獄法令

勅令

○朕集治監假留監官制の改正を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

明治二十八年七月五日

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文
内務大臣 子爵野村 靖

勅令第九十八號

集治監假留監官制

第一條 東京府下、宮城縣下、福岡縣下及北海道に

集治監を置き北海道には分監を置く其の名稱及位

置は内務大臣之を定む

第二條 各集治監に左の職員を置く

典 獄 書 記 看守長 監獄醫

第三條 北海道の集治監には前項職員の外分監長を置く

典獄は一人奏任とす内務大臣の指揮監督を

承け監獄の事務を掌理す

第四條 典獄は部下の官吏を監督し判任官の進退は

内務大臣に具狀し看守以下は之を専行す

第五條 典獄は部下の判任官の懲戒を内務大臣に具

狀し看守以下は之を専行す

監獄法令

第十條 監獄醫は判任とす本監若くは分監に屬し上

官の指揮を承け監獄に係る醫務に従事す

第十一條 書記看守長及監獄醫の定員は各集治監を

通して百八十二人とし其の各官の定員は内務大臣

之を定む

第十二條 看守に係る規程は別に定むる所に依る

第十三條 事務の分課並に處務の規程は内務大臣之

を定む

第十四條 假留監は集治監に附設す但北海道の集治

監には附設せず

假留監には別に其の職員を置かず集治監の職員を

以て之に充つ

附刺

本令は明治二十八年七月十日より施行す

現在の北海道集治監は本令施行の日より本令第一條

に依り北海道に設置すへき集治監として明治二十四

年勅令第八號北海道集治監官制は同日より廢止す

○朕北海道廳官制中改正の件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

明治二十八年七月五日

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文
内務大臣 子爵野村 靖

勅令第九十九號

明治二十四年勅令第百一十一號北海道廳官第七條中「監督し」を「監督す」と改め「並」以下十一字を削る

附則

本令は明治二十八年七月十日より施行す

○朕監獄則中改正の件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

明治二十八年七月五日

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文
内務大臣 子爵野村 靖

勅令第百號

明治二十二年勅令第九十三號監獄則第三條中集治監の下割駐(北海道に在るものを除く)を削る

附則

本令は明治二十八年七月十日より施行す

○朕警視廳典獄特別任用の件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

明治二十八年七月五日

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文
内務大臣 子爵野村 靖

勅令第百一號

警視廳典獄の任用に就て明治二十三年勅令第二百二十七號及明治二十四年勅令第二百三十七號を適用す
○朕集治監典獄特別任用の件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

明治二十八年七月五日

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文
内務大臣 子爵野村 靖

勅令第百二號

集治監典獄は滿三年以上廳府縣典獄若しくは集治監分監長の職を奉し現に其職に在る者に限り當分の内試験を要せず文官高等試験委員の銜銜を経て任用することを得



寄書

●監獄書記任用の儀に就て

監獄童子

今發給令第百二號を以て典獄任用の範圍を擴張せられ滿三年以上廳府縣典獄の職にある者は試験を須むず集治監典獄に任用するを得ることとなり、予輩は之を以て府縣典獄諸君の爲め登龍の門を開かれたるを觀せずんばあるべからず、監獄は均しく國家の一部たりと雖も他の産業教育等の積極的行政と異なり國家の法憲に悖戻し社會の生存條件に危害を加へたる兇惡無頼の徒に對し刑罰を勵行し改過遷善に誘掖するの目的を以て尙ほ他語を以て云ひ換ゆれば吾人の心意上に関する消極的行政事務に屬するものなれば苟も之に従事する大小の官吏は清潔着實身を以て彼等の模範たるに愧ぢざる素養なかるべからざるは勿論官吏とし云へば着實清廉を要すること業より言を俟たずと雖も就中監獄官吏は右等廉潔の外に行刑の本旨を達し得る丈け行刑百般の理術を辨識せざるべからざるの必要あり而して此行刑の理術を辨識したる者果して何にか之を習むべき言はずして予輩は當局者に試み難きを抜き精を選ぶの他に策なきを信ず、是れ即ち典獄特別任用令の必要ある所以にして今回發布の勅令の如き全く此範圍を擴けたるに過ぎざるものと云ふも予輩は其過言にあらずるを信ず其他典獄以下の官吏に在ても彼の看守長の如き看守を五年以上勤続の者より特別任用の途を開かれつゝあり(廿三年勅令第百四十六號參看)依是以て看守諸君の精勤を獎勵するの手段となり進んで

は適當の監獄官吏を當局者の間に齎めんことを期したるものより外ならざるべしとは予輩の平素確信する所なり然れども他方を顧みれば典獄書記の任用法に就ては從來何等の特別異例なきは予輩其何の故たるを解する能はざるなり最も單に書記とし云へば庶務計算に従事する者なりとは官制の明文に存する所なりと雖も監獄書記の職務に至つては決して他の普通計算事務と同一視すべからざるは勿論長官たる典獄を輔佐し長官の代理となつて行刑百般の庶務を處辨するものなれば其任用の如きも須らく當局者の内に就き之を需むるの必要あり然るに従來未だ嘗て監獄書記任用の儀に就ては何等制限、特別令あることなく普通判任官より任用せらるることなれるは予輩の平素遺憾とする所なり、故に予輩は當局有司に望むらく看守長特別任用の例に倣ひ看守五年以上勤続の者より監獄書記に任用の道を開かれんことを尙ほ進んで監獄職員とし二年以上監獄に従事し書記の事務を補助したる者は直に監獄書記に任用し得るの進路を開かれんことを、去れば一面適任の書記を得るに難からざるのみならず他方に於ては看守及監獄職員の爲め登龍の門を開き併せて鋭才有爲の士を我監獄社會に収容するの捷徑に達からんや聊か監獄書記任用の件に付異見を陳ふることを爾かり

●大阪府監獄の貯金方法に就て

在大阪 洋々 散士

災厄は豫め期す可かのざるを以て健全無事なる平素に於て之が備へるべきを可からず然れども人此の理あるを知て之を行ふもの甚だ稀なり此の災厄に遭遇して狼狽せざらん欲せば平素貯金の備へる爲す尤も必要とす然れども自己に之を行ふは甚だ難きを以て第二

誤り看守の俸給幾分を扣除し貯金せしむるは尤も善良なる美風と云はざるを得ず近來各府縣警察監獄に於て之を行はざる處殆ど稀なり故に一顰不慮の災厄に遭遇するも敢て感はず徐ろに是を處理することを得るなり然れども其の貯金の方法に於て宜しきを失せば爲めに人の權利を害することあるなり當局者たるもの豈留意せずして可ならんや故に大阪府監獄署を實行する處の貯金方法の尤も不可なるを認め併て三池集治監の看守貯金規約の尤も善真にして他監獄の模範と爲すに足る可きことを信す

大阪府監獄は貯金の方法に就て一の貯金規約ありにありず只貯金の名義を以て看守の俸給より毎月四拾錢を扣除し之を第二課に預り八圓に充つる迄は壹厘の利息をも付せず八圓以上に至れば四圓の利息を付し其の四圓の利息は研究費と稱し第二課に預り警備會の賞品或は運動會の費用若くは警備道具修費、看守教習費等に充つるものとす故に八圓以下は無利息にして八圓以上十六圓に至る迄は凡て一ヶ月四圓の利子なりとす而して其の金額は貯金局なるが將た銀行なるが判然せず只第二課に預るもの、如し且つ看守に對しては一片の預り証を交付するに非ず而して貯金を爲したる看守にして止むを得ざる事故にて金子入用のときは二名の保証人を立て印紙を貼付し壹圓に付き壹錢の利子を付するの借借証書を入れて自己の貯金を借用するの方法とせり嗚呼此の貯金の方法は果して完全無欠のものぞ稱す可き歟金銭の如きは出入尤も明確にせざれば他人の疑惑を惹起するものなり殊に數千金を預るに於てなや大阪府の看守は現今四百以上あり今一人に就き假に十圓の貯金現存とせば四千圓なり豈莫大の金額ならずや此大金を第二課に預け一朝事あるの日に於ては看守たるもの何人に向て誰と共に權利義務を争ふか第二課は義務者な

●監獄官吏の服制に就て

嘗て監獄社會の輿論たりし典獄の服制及看守長以下看守の服制改正の件は愈々近日發布せらるる由果して然らば數年來の希望を達し當事者は満足するを得べしと雖も予輩は尙一の希望を屬するものあり他なし監獄署の第一課長第三課長及支署長の服制是なり

右課長及支署長の監獄書記を以て之に充るの制なれども書記の服制を定らるるは絶て聞かざるなり然りと雖も該課長に在ては典獄の代理を以て職務を執行するに往之々あり殊に第三課長の如きは日々工場を巡視する等又支署長に在ては典獄の指揮を承くるに因り職務の權限には差異あるも法律規則を執行する點に於ては敢て典獄と異なる所なく大同小異の勤務に服するものなるを以て課長及支署長も亦典獄に次て服制を定むるの必要あり若し之が服制を定むして今日の盛に過るべきは折角典獄の服制を定るも典獄代理は普廣若くは羽織袴を着して職務を執行し課長又は支署長も亦之に倣ふ等のものに於ては更に其効なく紀律を正さんと欲するも豈得へんや

願て警察官吏を見るに警部長を始め警部巡查に至る迄嚴然たる服制あり而して内外勤の區別あるも皆警部巡查を以て其事務を處辨す又大林區署に於ては林務官を始め林務官補警林主事警林主事補警林務看守に至る迄各々其制服あり(但書記の制服なし)嘗て林區制度の不完全な名として其改正を嘆々する大林區署に在てすら既に服制の定めあると此の如し況んや紀律の所たる監獄官吏に制服なくして可ならんや故に監獄署の課長及支署長の服制も亦之を定めざるべからずされば課長及署長も亦書記なるを以て一般書記の服制定めざるべからず云に予輩は概屬たる書記に至る迄迄て服制の必要を極論するものにあらず因て課長及支署長に限り名義を改め典獄の服制と

りと雖ども義務を認むるの證據なきを以て到底裁判上之を争ふ可からず堪危險なることならずや之に反し自己の貯金を借用せしものは借用証書を入れるを以て其の者に對しては却て第二課は權利者にして看守は義務者の地位に立たざるを得ざるに至る今此の貯金方法に就て疑點を掲ぐれば左の如し

- 第一、八圓に充つる迄利息を付せざるは不都合なり
 - 第二、八圓の上十六圓迄は其の金額の多寡に拘はらず凡て一ヶ月四圓の利子とするの理由なし凡そ元金の多寡に依て利息も多少のあるは普通の理なればなり
 - 第三、右四圓の利息を研究費の名稱を付し警備道具其他看守教習費用に充つるは不都合なり何とされれば此等の費用は當然監獄費を以て支辨すべきものなればなり
 - 第四、貯金者たる看守に對し第二課は其の義務を負担するの証書を與へざるは不都合なり何とされれば看守は他日何人に向て自己の貯金を請求することをも得ざればなり
 - 第五、自己の一部の下付を願ふに對し之に借借証書を入れ且つ利息を付するが如きは實に事理に悞るや云はずして明なり
 - 第六、若し貯金局又は銀行に預け居るを假定せば八圓以下の利子及八圓以上の利子は如何になる可きものなるや且看守に貸與せし壹圓に付き壹錢の利子は何人の所有に歸するや
- 右の如き弊害あるを以て斷然此の方法を撤去し三池集治監の如く看守貯金規約を設け貯金通帳は第二課に保管し貯蓄金登記簿通知書は各自に保管するものとせられんことを冀望す(三池集治監看守貯金規約は本誌第六卷第四號雜報欄にあり就て之を參照せられたし)

同時に其服制を定められんことを希望す但課長及支署長の官名は獨逸に倣ひて理事と改むるも亦可からんや

●教誨師採用法に付

致 水 生

我監獄事業は追々進歩の緒に著き明治十年頃の監獄制度に比し殆んと其体裁を一變し已に看守採用規則其他教習規程等を設られ爾來益々之れが勵行に怠りなきより法律上及作業上専完全せしもの、如くなるも獨り之に反し退歩しつゝあるは教誨なり斯道當局者に於ても教誨の必要なるもは確認し居らるるも他事に比し聊か冷淡なるの嫌なきを確保是れ生の常に憂ふる處なり何となれば教誨師は各惡漢の徒をして感化歸善せしむる上に付ては最大必要自ら委任を擔ふものなるにも拘はらず我國監獄に於ては此必要の重任を負ふ處の教誨師を採用する上に付て一定の規定且つ其法方なきは如何んぞや抑も現在教誨師は多は僧侶又は漢學者(時事に無頓着なる 仙人的)等を以て之に充て従前と其法向を敢て異にせず然るに日々入監する處の囚徒は時勢の進歩と共に各自の精神も大に進歩し十年以前の囚徒とは全く人心を異す故に佛道說教的及大學論語の道德的のみに編依教誨するも全く彼等の意に適中し行刑の効を見るも少なし併ながら佛道的又は聖人的を以て教誨するを敢て不可なりと云ふにはあらざるも只一方にのみ編依するを不可とす何とされれば凡そ人間の性質は各自同一ならずして各其意見を異にす、まして囚人彼れ等に於ては頗る狡猾に富み普通良民の及ばざるが如し又罪實に依り種々其性質を異とするも雖も十中の八九は經濟的則ち財政の不整理にて因て成るもの多し之れを以て懲戒主義教誨主義兩論相待て以て其民文化するの方

問答

方法を探らざる可からず然るを經濟的及時勢的に無頓着なる古風聖人的の講義をなすも現時勢人心に適せず依て生か常に希望する處は斯道當局者よ於ては須く教誨師採用試験法を設け現時の法律は勿論道徳學及經濟學其他時勢の世論俗才に通したる者を以て採用し其任に當てらるるべきは各因徒の學識其の他彼れ等のなす上に就て其者の性質を看破し種々教誨の方法手段あるべく假令胃腸患者を治療するに不消化物を與ふるが如きに基だしき臟腑なきものと信するふり論者曰く果して然らば條給を増加すへしと併しなから現在教誨師の條給決して廉給にあらず彼の單純なる漢學者よして時論に通せず規則に頓着せず世才に乏しく只に大學の講義位を以て得意とする教誨師にさへ與ふる條給は一月十五圓内外なり之れを以て比較せば廉給と云ふよりは寧ろ高給なり故に生の信する處にては別に費用を求めずして現時勢に適當する教誨師を試験の上任用すると容易なりとす按に職意見を述べ各位の高評を乞ふ

問答

●本誌第六卷第六號の質問に答ふ

在大阪 洋々 散士

(一) 杞憂生曰監房の窓障子等に硝子を用ゆるときは危険の虞あり又西の内紙等にして之を張るときは監内を透見する能はざるを以て透明質の紙を製する方法を質問せられたり散士は如此利便の紙を製

して他の醫師又は戒護者には寸毫の過失なきを以てなり依て看病囚は過失罪を構成するや固より疑なし

(四) 又全人質疑して曰く重罪の刑事被告人欠席したるときと雖ども裁判所は辨護士を撰任せざるべからざるやと云ふにあり此の疑問は實際問題としては價値なし何となれば重罪の刑事被告人は必ず監獄署に拘禁しあるを以て其の公判に出廷せしむるには裁判所は必ず之を監獄署に通知すべきを以て監獄署は其の重罪被告人を裁判所に護送するを以て欠席なきすることなきや疑なし若し本人病氣等にて出頭すること能はざるときは其の事情を裁判所に通知するを以て斯の如き場合に強て欠席判決を爲すが如きことなきや固より疑なし故に實際問題として價値なし然れども萬一欠席の儘判決あるときは如何と云ふに其の場合には必ず辨護士を撰任せざるを得ず何となれば重罪の判決に於ては法律上鄭重にして誤りなからんとを期せしを以てなり然れども爰に注意すべきことあり彼の數人共犯にして重罪を犯し其の中の一人逃走したるときに如き場合には其の就捕のものに對して豫審終結する

問答

するの法方を知らず然れども一言爰に述べんとるは監房其のものに硝子又は紙を張るが如きは固より不可なり現今監房の構造は多くは監房の周圍に障子ありて其の障子の中に戒護に従事せしむるを得ればなり假令合善良の透明紙を發明し得るに至るも監房自体に之を張るが如きは策の得たるものに非ずと思考す

(二) 次に研究生は刑の言渡を受けたるもの上訴期間内に獄則を犯したるときは其の裁判確定の後獄則違犯として處罰することを得るや否との疑問を提出せられたり散士は當然處罰し得るものと思考せり何となれば上訴期間内は他日上訴の上無罪となるやも計り難し依て純然たる刑事被告人を以て之を遇するも雖ども其裁判確定したるときは言渡の日より四人たるものなればなり何となれば質疑者の云へる如く上訴期間の性質は停止の未だ條件に外ならざればなり

(三) 跳蛙童子質疑して曰く看病囚投薬を誤て他病又は死に至らしめたるときは何人に責任ありやと云ふにあり散士爲以らく此場合には其責任は看病囚にあり何となれば其の投薬を誤りしものは看病囚に

ときは其の逃走のものに對しても公判に付する場合あり(氏名住所判然のとき)此の場合には其の逃走者は欠席するを以て此の場合には逃走者に對しては欠席判決を言渡を以て尙右の理由に依り辨護士を撰任せざるを得ずと思考す

(五) 又全人質疑して曰く空手にて囚徒が看守に對して抵抗せしとき看守は之を鎮靜せんが爲め腰間の秋水を閃かす際一囚徒の面部に觸れ一目を瞎したるとき刑法上の責任如何と云ふにあり此の場合には看守は過失罪を構成するものと思考す何となれば看守は限りに抜劍したるものなり囚徒が空手にて抵抗するが如き場合には抜劍せざるも他に之を鎮靜する方法あり然るに看守は規則を遵守せずして誤て人を傷けたるを以て右の犯罪を構成する所以なり

(六) 和山生質疑して曰く領置の貨物とは現に行刑中得たる給與工錢と其の性質同しきものなるや否やと云ふにあり而して生は甲乙二説を掲げたり散士は甲説を可とす依て給與工錢も領置貨物の中包含するものと思考す

(七) 飯田菴江氏質疑して曰く囚徒他囚の逃走を官に密

問 答

告せし處他囚徒之を知り憤りて密告せし囚徒を
 毆打創傷せしめ之が爲め重禁錮の處分を受けたり
 と云ふ此の場合に密告せし囚徒は創傷の爲め疾病
 休業中の日數給與工錢額に對し損害要償の訴權あ
 りや否と云ふにあり散士以爲らく此場合には損害
 要償の訴權なしと思考す何となれば損害の賠償は
 直接に生じたるものに對してのみ行ふ權利あるの
 み決して間接に生じたるものに對して行ふことを
 得ず毆打に依て直接の損害は創傷の爲め生じたる
 藥價代の如きものを云ふなり然れども囚徒の藥價
 は官より支給するものなるを以て到底損害要償の
 訴權なきや疑なしと思考す
 以上卑見誤りあるや計り難きを以て幸に大方の諸
 君高教の勞を與へられんことを冀望す

●判決言渡に付疑義

在熊谷 迷理夢 侵生

保釋又は責付等して拘留を受けざる犯人既に公判に
 付せられ辯論終結の後判官は後刻宣告する旨を告げ
 一時退廷し合議の後判決言渡を爲さんとしたるに
 犯人既に逃走して出庭せず此場合に於ては本案裁
 を睹るよりも明なり去れば兩規則共第一條に於て故
 らに必ず試験の上云々とあるを以て見るも能く事實
 に適合したるものなるを知る殊に兩者の互に轉する
 か如きは素と之れ志願にあらすして地方長官の認め
 て以て適任者と爲したるものなれば毫も試験を経る
 の必要なく其一己人にして材能体格等の認識し得へ
 からざるものを試験すると同日の論にあらざるは愚
 者を俟て後知るにあらざるなり啻に轉任は地方長官
 の適任と認むる而已ならず兩者の日常執所の職務
 は果して如何執行の方法異なりと雖も性質目的の酷
 だ相似たる亦職務に關する法規の相兼帶する二三を
 學れば俸給服裝体格技術にまれ精勤証書慰勞休暇の
 制にまれ懲罰例給助例禮式法にまれ皆同一法規の下
 に浴するに於て何ぞ一己人と均しく試験を経るを要
 せんや之れ兩者の轉任は該規則を以て縛束せらるへ
 きものにあらす斷して其鐵壁として頼むに足らざる
 を信す
 次に廿四年八月警保局長の通牒に看守たる者は容易
 に巡查に轉任せしめざる様致度云々と案するに當時
 看守の俸給は巡查の如く未だ八圓以上とならず爲め
 に看守より巡查に轉するもの續々あらん事を豫想否

問 答

四十二

判は欠席として判決を言渡を爲すべき歟將た既に對
 席審理を遂げ僅かに判決言渡の一部を欠くものみな
 れば對席として判決言渡を爲すべき歟若し對席とせ
 は如何なる方法に依り言渡を爲すべき歟刑事訴訟法
 中斯る場合に處する規定あるを發見する能はず江湖
 の諸彦乞ふ幸に高教を賜はらんことを

●轉任問題に付て

越中 神通 居士

紀律生なる論客あり看守巡查相互の轉任に付て兩探
 用規則の第一條を鐵壁とし兩者相轉するを得ざるも
 のと論斷せられたり予は不敏を顧みず全然之が反對
 を試みんとす夫れ巡查にあつては廿四年九月看守に
 あつては廿六年十二月孰れも内務省訓令を以て採用
 規則發布以前は各地方適宜に採用規則を設け執行し
 來りしが明治廿三年の勅令は果然巡查看守は待遇を
 判任官とし隨て俸給を厚ふし警察監獄に時ならぬ花
 を咲かせて於茲乎政府も人物の採用に注意し全國に
 一令して採用規則を布き從來の情弊を杜絶し正當な
 る人物を擧ぐる事とはなれり今該規則を通覽するに
 一己人の志願者に向て制限を付したるものなる事火

な現に同年四月より各府縣に看守より巡查に轉する
 もの比較上頻繁なりしを以て斯くては看守に何時も
 歟員を生し不熟練なる新任看守絶へざるを憂ひ此通
 牒を發せられたるものならん蓋し予の斯く推究する
 所以のもの他に非らず該通牒は看守より容易に巡查
 に轉任せしめざる文辭にして巡查より看守へ轉任の
 事に及ばざるを以て之を知る果して右の如き理由に
 より該通牒を發せられたるものとせば今日看守の俸
 給は如何既に昨廿七年四月より巡查同様八圓以上と
 なりたれば今や該通牒は業に既に消滅したるものな
 る事多辯を要せざるなり況んや彼の文書は絶對的に
 轉任を許さざるに於てをや大方の諸士幸に叱正の勞
 を採られん事を

●答飲田菴江氏

神通 居士

四人を毆傷し疾病休業に至らしめたる時は被害囚は
 休業中の若干日數給與工錢額に對し要償の訴をなし
 得るや否にあり抑も工錢の目的とする所自己及家族
 の生計を立るが爲めに非ざれば一般人民の例に倣ひ
 損害要償の訴を提起する能はざるは勿論なりとす

四十三

●答前號和山生 神通居士

監獄則第廿八條に所謂領置の貨物中には給與工錢も合著せるは勿論なるべし然れども給與工錢と彼の收監の際携帶し來りたる貨物とは自ら取扱上異にせるを得ず即ち給與工錢に付ては可成的制限を付し以て行刑の目的を完からしむるを要す併し典獄に於て正當の費用と認めたるに於ては敢て甲乙なしと雖も苟くも法律を執行するもの活用の妙腕を揮ふ實に盡に在りとす

●答前號跳蛙童子 神通居士

其一 看病囚が投薬を誤り因て死に致したる所爲は疑もなく看病囚に過失殺傷の責あり然れ共他病に變したる事は刑法上罰すべき明文なし此等は宜しく獄則處分を以て其過失を賠償せしむべし但し此事實に付監獄醫看守が投薬の方法に於て看病囚へ相當の注意を欲したる狀況あらば本局長官へ進退伺を提出するを以て相當なりとす

其二 重罪事件の被告人缺席したりと雖も刑事訴訟法第二百三十七條二號に依り對席に於て被告人自ら選任し能はざる場合と同視し裁判長の職權を以てするを以て其刑を執行し結衣を着せて拘置監に置くへきや將た一の重き刑を執行するものに付第一の確定を待て執行すべきものなる乎

●質疑 在大坂 洋々 散士

民事の口頭辯論出頭の爲め裁判所より囚人と呼出狀來りたる囚人が其口頭辯論に出頭せんことを願出でたるときは服役を中止し出頭せしむ可きものなるや將た出頭を許可す可きものにあらざるや敢て會員諸君の明教を仰ぐ

雜報

●小包郵送差入れ就て

在監人に差入るへきものは監獄則第三十五條全第三十九條に規定られたるものに限るへきは勿論にして之を差入れんとするときは先づ監獄署に出頭して其許可を受くへきものたるは言を俟たざるへし然るに小包郵送法の開けしより往々小包郵便に托して送附し來るものあり而かも差出人の判明せざるものあり

て辯護人を選任し開廷するは法理の當を得たるものと信す

其三 看守の目的たる鎮靜せんが爲め秋水を閃かす際囚徒の面部に觸れたるものなれば無論毆打罪にあらす將亦正當防衛を行ふの場合にもあらざるが如し即ち抜刀の際誤て面部に觸れたるものと認むるより外なきを以て予は過失殺傷を以て論せん

●質疑 碌々 生

甲なる者窃盜再犯の科に依り本年七月一日重禁錮二月に處せられたるを以て檢事は典獄に對して確定の上は執行可有之との指揮を爲したり
然る處甲嘗て監視規則に違背し重禁錮一月の缺席判決ありしを以て檢事は同月二日之を本人に告知したる上典獄も對して同じく指揮書を發したり而して其末文に本月一日言渡の重禁錮二月の刑と通算のものと附記したり

右第一の刑は七月七日に確定し第二の刑は同月六日に確定するものなり然らば同日に於ては第一の裁判は未確定に付執行する能はざるも第二の裁判は確定

適く差出人の姓名は明記しあるも宿所番地の明記を欲くものあり之等は其差入を請ふにあらすして云はく押付差入なり監獄則の精神は斯る押付差入を許すにあらすして必ず先づ一應は請願せしむる本旨たるべきや明かなり郵便局に於ては宛名の處に配達せば其任務を了するを以て監獄署に配達す監獄署も亦之を拒絶すること能はず已に之を受く復た如何ともするなし其手續を履まざる廉を以て之が差入を許さくらん歟之を送還せざるへからず又中には規定外のものあり到底許可し難しと雖送還するより外他に道なきも差出人の住所判明せず且此類の差入を爲す者は多くは同房者たりし者若くは住所を明記すること能はざる事情の存する者ならざるはなし思ふに彼れ正當の手續を履まず許可せられざるを慮り郵便を利用し已むなく受理せしむる狡猾手段を取るに外ならざるべし故に之を受理せば彼れの術中に陥るに當り監獄行政一部即ち取締を紊るに至る住所氏名の明記しありて之を送還するも其住所氏名は詐稱しありと加ふる所にかゝる氏名のものなしとて再び監獄に還り來るのみ斯る場合に在て該物件の始末を如何せん監獄に没收することもならず郵便局へ返るも受附け

さるときは已むなく監獄に領置し之を受くべき在監人の出獄する際下附せざるを得ざるものゝ如し事實果して此の如くならんには出願の手續を履ましむるを要せず又物品の種類を制限する必要なきに至り殆んど規定を要せざるに至るへし甚た不規律不取締となるを免れず斯る場合に際せば當局者は如何なる處置を施さんと欲する乎吾人は以爲小包郵送に係るものは監獄にては總て受附けず直に郵便局へ返還し郵便局に於ては之を差出人へ返還し若し差出人の住所氏名を詐稱しありて受取るべき者なきときは普通通信書にして届先の分らざるものと同様没收の處分を行ふより外に手段なかるへし但郵便局に於て斯る扱を拒む恐あり仍ては其筋に於て之が處分方を規定發表せらるゝと同時に一面は郵送差入を禁する合達を發せられんこと功望の至に堪へざるなり

●中部地方典獄協議會に就て

中部地方典獄協議會は本月一日より富山縣に於て開設せらるべき筈の處内務大臣より訓令を發せられ事情を具して認可を得べきこととなりたるに依る歟將た他に事情の存するに由る歟苑に角開會を取消すこととなりたる趣なり該會開設のことは先以て警保局

監獄衛生に就て

監獄衛生の忽かせにすへからざるは已に詳述せし處なるが監獄衛生の周到を圖りて其効果を得るには先づ監獄醫に其人を得ざるへからず今日の現況たる監獄醫は只在監人の診察治療に従事せば其職務を了したるものゝ如くに信認し診察治療を了せば退廳し更に全般の衛生上には念及せば恬として顧みざる尙少からざるやに傳聞す是れ監獄衛生事務の擧らざる第一原因にして監獄事業の爲めに惜む所あり監獄醫諸氏少しく反省して可なり然れども理事者も亦之を統督して大に其責務を盡さしむべき責あり典獄殊に第二課長は最も注意を加へ共に其衝に當りて其實効を期せざるへからず豈只監獄醫の施爲にのみ放任すべき事柄あらんや又監獄醫には其俸を厚くし相當の人の得て其責任の重きを知覺せしめ進んで其一身を監獄衛生事務に供せしむるの覺悟あらしめざるへからず然らざれば監獄衛生の周到は得て期すへからず故に監獄醫諸氏の奮勵は勿論なるも理事者の注意も亦必要なり察せずんばあるへからず

因に記す本年の虎列刺病は先ッ脇加答兒病となり夫れより階級を踏んで虎列刺病となる趣なれ

長へ照會を遂げ支差なしとの回答を得て各聯合地方へ向け會同方を通牒せられたることは已に傳聞せし處なりし斯る手續まで盡されたるに忽ち見合すこととなりたる次第なれば必ず事情の存在するならんことを雖經伺を要する訓令の發表は少くも協議會に一頓挫を與へたるや知るべきのみ夫れ協議會其ものは決して價値なしとせず否我が監獄の改良進歩を促成する一機關にして利益あり又必要あるものたるは識者の是認する處吾人も亦大に之が利用運行を希望して措かざる處あり今日の如く當局者自ら之を非認する傾向あるは斯道の爲め痛惜の至に堪へざるなり斯る場合に至りたる原因果して如何是正に他動的なる歟將た自動的なる歟大に講究を要することなるへし彼の内務大臣の訓令も絶對的に會同を非認せられたるにあらす只其濫に至らんこと慮られたるに過ぎざるへし其裏面の解釋上必要あれば認可せらるべき文言たればなり必竟するに協議會の價値を顯はすと否とは典獄諸氏の双肩に懸れり典獄諸氏は夫れ之れを如何せんと欲する乎自ら協議會を廢止する乎將た進んで之か價値を顯はさんとする乎吾人は斯道の爲め刮目して其成行を見んことを望むに切なり

ば下痢患者には最も注意を加へ虎列刺病と見て諸般の扱を慎重にせば大事に至らずして修惣せしむるを得ん

●教習中の着守は定員外に置くへし

教習中の看守は定員内に置き學科教習の傍ら實務に従事せしめて戒護の任に當らしむることゝなり居るも教習中は未だ無能力者と見て可なるものなれば之を定員内に置きて戒護の事務に使用するは甚だ不適當且教習の主旨にも適せざるを如何せん而して看守人員には限りあり病氣欠勤あるときは忽ち配置に差支ふるを以て勢教習中の看守を充用せざるを得ず斯くては其勤務の都合に依り教習を缺かざるを得ず教習二ヶ月間とするも其間實際教習の實を施すは一ヶ月にも足らざる場合多しと聞けり折角の教習も名のみにて其實を擧ぐることは能はざる憾あり看守は監獄の改良進歩を圖る上には最も必要の機關にして其良否は戒護上最も直接の關係あり左の事實なればこそ教先つ習を施して其人を養成するにあるなるへし然るを儀式的の教習に止めて其實効を収むること能はざるに至りては一も取らず二も取らず寧ろ教習を廢

するの優れるに若かず此廢止論は監獄の改良進歩を企圖する今日に當りては何人も左袒せざるへし否々之か擴張を圖るべき必要こそあり一步も退却せしむへからず而して之か擴張を爲すには教習中は専ら教習のみに充て實務練習の爲め先任者の指導に依り實務に従事するは眞に教習の一部となし日を期し時を定めて之に従事せしめ他の補缺の爲めに使用するか如き勤務に服せしむることなからしめ教習の實効を收めしむるにあり且又看守定員令を案するに教習中看守を定員内に置くの明文なし云はく解釋如何に存するのみなり事情此の如く法令彼の如くなれば教習中の看守は定員外に置ても不可なかるへし之を定員外に置くこととせられんこと獄事の爲め必要なりと信認す敢て極に向て希望を述ぶること爾り

●在監人の別異に就て

在監人の別異方に就ては監獄則並に同施行細則に規定あるを以て夫々正規通實施しあるは勿論なるへしと雖も監房の不足なる爲めには往々便宜法を取るの已むを得ざるものありと聞く是れ構造の然らしむる處なれば今遽かに改正し難かるへしと雖も別異方の適否は行刑上に最も直接の關係を有す注意せすんむ

知らされども物々監房前に小札を要する所以のものは必竟在房者を知り易からしむる爲めなるへし果して然りとせば裏面には番號のみを記し置くも裏面には其氏名を記し以て一見其誰たるを知るの便に供するも亦必要なしとせず彼の刑事被告人に就ては最も其必要なを認む何となれば裁判官檢事等の巡視する際特に何某何監房に居るかの間を發するは屢々のことなり此の如き場合にも裏面に氏名の記載あれば主任戒護者居らざるも立るに之を識認するの便宜あり元便宜に出でたることなれば便宜を取るべきは當然のとなれば監房前の小札の裏面には氏名を併記すへきことにせられし今日とても之を記し置き敢て違法とも認めず大方の識者以て如何となす又病者の小札には其病名をも併記すへし事些末に似たれども一言して以て参考に供せんことを欲す

●廣島監獄署の衛生

新入者の消毒 如何に獄内を清淨にし人をして各自攝生の途を守らしむると雖も若し新に拘置監に入る被告人にして万一傳染病流行地より來りたるか又は入監以前有害の食物を食ひて已に病因を齎す等の事ありては惡疫感染の恐れあり若し之をその儘入監

あるへからず中に就ても未丁年以上の者とは是非其別異を要す何は捨て置きても此區分丈は必ず實行せざるへからず而して此の實行上に就て一の注意を要すへきものあり何ぞや裁判渡言書又は戸籍面には未丁年となり居るも實際は丁年以上に達し居る者あり此の如き者は一層嚴密に調査を遂げ丁年以上と認むる者は之を未丁年者の団体より除去して一団体と爲すへし若し一団体を組成せしむること能はされむ丁年以上中にて其類を求めて之と合同せしむるの注意を施すべし凡そ犯罪の防制は未丁年者の上に最も効力あり故に行刑の目的を達せんと欲せば先づ重きを未丁年者に置かざるへからず其邊の注意は當局者間に於て既に實行らるゝありとは信すれども一言以て要心を添ゆ

●監房前の小札の記載方

監房前の小札の記載方は獄務概則に於て之を規定しあり即ち囚人には其番號刑名刑期罪名生月日等を記載すへきことに定めりて其氏名を記すべきことを命せず蓋し監獄内に於ては番號を以て氏名に代へ總て番號を使用すべき主旨なるにより氏名の掲記を必要とせば却て番號使用の障礙となること精神なるかはせしむるときは後日に至りてその病毒發生し遂には他囚に感染するの媒介となりて掃除も衛生も無効となるより過日來入監者あるときは直に消毒室に入れ

身体より携帶品に至るまで充分消毒法を執行し且つ一週間隔離室に入れ愈々惡疫發生の恐れなきを見て拘置監に移せり又この新入監者にしてろの着服汚穢なるときは官署より清潔なる衣服を貸與する杯新入者の消毒に注意すると概ね如斯真木典獄此程人に語つて曰く市中には傳染病流行の季節に至らば消毒とか豫防とか俄かに大騒きを爲すも監獄にては常に清潔法を施行し居るか故獄内は世人の想像し得ざる程清潔なりされは傳染病流行の季節なりとて市中の如く俄騒きを爲すとなし昔日の監獄はいさ知らず今日の廣島縣監獄署に於ては囚人に給する食物衣服に至るまで能く注意を興ふるが故に囚徒中より惡疫の發生する虞は極めて尠し只恐るべきは新入者にして毎年囚徒に惡疫の流行する原因を質せば各縣監獄共新入者の媒介ならざるはなし云云と本年監獄署内に惡疫の發生したるもの又之か爲めなりし

●掃除夫と看病人 掃除夫は監獄の外内を掃除せしめ看病人は囚人病者の看病を爲さしむるものにし

て共に相當の賃錢を給與して囚人を使役するものなり監獄の清潔なるは掃除夫の力なり病囚の苦痛を醫するは看病夫の力多に依るされは掃除夫と看病人は直接間接に監獄の衛生上裨益する所多し此の病囚の看病夫たるものは懇篤温和誠實を主とせざる可らず故に極悪無頼の囚人をして看病せしむるは不穩當のとなれども之れは止を得ざる事なれば可成的その罪質の如何を考へ且つ温和なるものを選びて之れに命し看守者をして能く注意せしめ居れり故に彼等は不都合をなすと稀なるよし現在の掃除夫は三十名、看病人は病囚の増減に依つて一定せずと雖も目下二十名あり其内平病者の看護に従事するものと傳染病者の看病に従事するものとあり

●飲食物の差入 囚人には飲食物の差入を爲すことは許されざるも刑事被告人(未決囚)には其親戚故舊より飲食物を差入れんとを請ふときは之を許可せらるゝの規程あり尤も其差入物は監獄醫嚴重に之れを檢査し有害と認むるときは差入を許さず然らざる限りは何時たりとも差入を許す筈あるか目下傳染病流行の時節柄なるを以て監獄則施行細則第七十五條に據り飲食物は一切差入れを許さざることなしたり

具は二週間に一度日光に曝らし臭氣を洗除し其他監房常置の貯水器及飲器は毎日一回水洗し尚は一週間に一回熱湯を以て之をすすき食器は總て食事毎に洗滌拭淨せしむと云ふ

●携帶乳兒處分方に就て

在監婦女携帶乳兒滿三歳に及び若くは婦女死亡し其遺兒之れある場合、無籍者は其母逮捕を受けし地の市町村長に有籍者は家元又は親屬に引渡し若し家元親屬に難引渡事情あるときは本籍市町村長に引渡すへきや果して然りせば引取人出頭する迄別房に留置し然るへきやどの或る地方の伺出に對し前段引渡方は總て伺出の通りにて可然最後段引取迄に日數を要するときは監獄所在地の市町村長に引渡し監獄の別房に留置する義は相成らずとの意味に指定せられたり

●在監人臥具に就て

在監人臥具は施行細則第五十八條に蒲團と之れあり從來何れの地方に於ても蒲團を貸與し來りしも檢査等の場合取扱上不便にして且保存上不經濟故なからざるを以て漸次毛布に改め貸與したしとの伺出は主務内務大臣に於て許可の指令を與へられたりと聞く

而て監獄より給與する食物も一層注意し少しにても不消化の虞ある物は斷して給與せずと云ふ

●飲料水 囚人の飲料水は監獄署内の井戸より汲み取り居れるか此の井水は少しく鹽分を含むのみならず他の性分をも含有するを以て其の水質最良とは云ふへからずこれ必竟地性素の然らしむるものならん云へり故に囚人飲料に供するには毎年六月十五日より九月十五日までの間は必ず之を沸騰せされは一滴たりとも飲用するを許さず而して當監獄署の井戸は毎年冬夏二季に必ず浚渫し又た時々監獄醫をして分析を試ましむ夏季炎天に曝露して勞働を爲す者は誰れも熱渴を訴ふることを甚しく日々作業に従事せるの囚人は此の砌り冷水を嗜飲する事なれば獄内各工業に各一個の桶を備へ附け之に一旦煮沸して冷却したる水を貯へ戒護者の見計らひに依りて其の分量を定め飲用せしめ居れるか囚人中には之れのみにては堪へ得ざるものか窻かに獄吏の隙を伺ひ井戸邊に至りて生水を飲用するもの往々ありて一層の注意を要すと云ふ

●衣服其他の清潔 囚人貸與の就役服は一週間に一度必ず洗濯せしめ通常服は十五日間に一度又た臥

●徒刑囚費用支辨方の儀に就て

茲に第一審に於て徒刑の宣告を受けたるものにして控訴し身柄は甲縣より乙縣へ移送せる者あり然るに第二審に於て第一審判決を取消し更に徒刑の判決を爲したり此場合に於ては控訴中の費用は甲縣より乙縣へ向け支拂濟あるにも拘はらず徒刑の裁判確定したる以上は第一審宣告の日に溯はり國庫費支辨に屬すへきものなれば乙縣は曩きに收入せし費用を甲縣に返戻し更に國庫に向て請求すへきか當然なりと雖然かするときは彼是重複の手續を要し取扱上困難に付自今本問の場合に於ては乙縣は其旨を甲縣に報告するに止め甲縣に於ては前日乙縣に向て支拂ひたる費用は直ちに之を國庫に請求することとせば右の煩累なきに付御聽許相成たしとの伺出に對し其筋に於て聞届くへき指令なりたるやに承知せり是れ實に便利多きことと云ふへし

●差入衣類

囚人及懲治人へは監獄則第三十九條の制裁に依り衣類の差入は成らざる筈なれども夏時に入監したる者冬季放免せられ或は入監時の着衣は裁判の結果贓物として押收せられたるもの如きは放免出監に差支

るや當然なり依て右の事情を具し主務大臣へ伺ふと
きは差入を許可せられるべき筈なるやに聞く

●購求品の遞送費に就て

在監人に物品購求願を許可し遠地より買入るとき送
送費を要する場合其費用は官費なるや囚人の自費な
るやを其筋へ照會ありしに右は當然自費たるべき旨
回答ありし由に聞く

●給與工錢の差押に就て

在監人へ給與したる工錢は民事訴訟上債權者に於て
差と押るを得るや否に就ては一の疑問なりしに今般
北海道集治監の伺出に對し民事訴訟法第六百十八條
第六號に依り差押を拒むことを得る旨指令せられた
りど左もあるべきことにこそ

●押送人員に就て

裁判所の召喚により在監人を出廷せしむる爲め留置
場さての途中被押送者二三名に過ぎざる少數なるこ
きは單に一人の看守を以て護送せしめらるることあ
り右は途中に於て逃走其他の事故生ずるも防禦の手
段なく空しく悪謀を遂げしむるに至る虞れなき能は
ず左れば如何に少數の被押送者なりとも唯一人の看
守を以て之に充つるか如きは甚だ危険なりとす仮令

りしも此は治罪法の法文に基き定められたるものな
れば刑事訴訟法及裁判所構成法實施後は重罪裁判所
なるものあらざるに付監獄則第三十五條第二項中重
罪裁判所云々の規定は當然消滅したるものなりや否
やに付從來存廢兩様に解釋せられ寧ろ有効論に歸着
し居りしか近頃全く之れに反し消滅論の方勢力ある
ものゝ由し此際其筋に於て一定の解釋を訓示せられ
んことを望む

●監獄課長の新任付課員の消息

内務屬(法學士)浦太郎君は本月十七日監獄課長を命
せられ警保局監獄課僚内務屬坪井直彦印南於苑吉の
兩君及庶務局會計課僚内務屬石渡傳藏川田富之助の
兩君其外庶務局雇員一名は北海道集治監事務取調と
して本月八日出張せり選信省郵便電信書記兼水戸郵
便電信局長田井重之君は内務屬(五級俸)に轉し監獄
課勤務を命せられたり

●警保局長の巡閱

今般北海道集治監は内務省直轄となりしか此際特に
監督視察を要せらるべき爲めに小野田警保局長は
北海道集治監及各分監を巡閱せらるへしとの事なり

●柿木原 隔山兩氏の榮轉

被押送者悪謀なしとするも若し看守人に病發等の事
故なしとせず宜しく當局者の注意を要すべきなり

●石川島監獄支署の虎列拉病

全監獄内に六月三十日俄然虎列拉患者二名特發し爾
來日一日新患者續出し一時猖獗の勢ひを示し本月中
旬までに七十有餘名の患者と三十人に近き死亡者を
出すに至り加ふるに看守二名之に感染したる等一時
は餘程慘狀を顯せしも當局者の銳意し豫防消毒に従
事せられたる結果漸やく撲滅の効を奏し昨今新患者
を出さざるに至りしと先以て慶すへし然れども決し
て小康に安んずへからざるなり當局者幸に留意せら
れんことを望む

●教誨新報

大阪府田口保君は大日本教誨新報なるものを發行し
全國在監人へ汎く看讀せしめんと夫々奔走中なりと
斯の道の爲め悦ぶべきことなり併し其記事の價値如
何に付ては他日評する所あらんとす

●監獄則第三十五條第二項の 存廢に就て

右は重罪裁判所に移すの言渡を受けたるものに接見
せんと請ふものを許否する手續を規定したるものな
るに久しく警保局監獄課長たりし柿木原澄彦氏は
本月一日古城典獄の後を襲ひ出て茨城縣典獄に榮
轉せられ全七日出發赴任せられたり、又嚮きに大阪
府より入つて内務省監獄課員たりし隔山利吉郎氏は
本月廿六日千石典獄に代つて千葉縣典獄に榮任せら
れたり、柿木原氏は監獄課長として隔山氏は獄務の
經驗家として俱に斯道の達識を以て許す所なれば兩
氏の榮轉は祝すべく予輩は活目して今後二氏治績の
著しきものあるを見んと欲す茲に聊か榮轉を祝す

●第二回東北地方典獄協議會 議事略記

本項は曩に靜岡縣に於て開設せられたる典獄協議
會の議事録を其儘轉載せしものにして評者が評は
猥りに生か本議事の項目に付懷抱せる意見を付記
せしものに過ぎずして敢て本決議を輕重するもの
にあらざれば大方の諸君幸に此意を諒せられんこ
とを望む

愛獄生投す

一本會は明治廿八年五月廿七日より靜岡縣靜岡市追
手町舊城内靜岡縣廳構内縣會議事堂内に開設し六
月三日を以て閉會す
一本會に出席したる典獄左の如し

北海道集治監典獄	大井上輝前
宮城集治監典獄	長屋又輔
警視廳典獄	山下房親
北海道廳典獄	石川慶吾
神奈川縣典獄	若山茂雄
新潟縣典獄	小泉保直
宮城縣典獄	山崎徳義
埼玉縣典獄	高山幸男
群馬縣典獄	福原三箴
千葉縣典獄	千石學
茨城縣典獄	古城彌二郎
栃木縣典獄	甲斐秀成
山梨縣典獄	井上眞平
長野縣典獄	五十嵐小彌太
福島縣典獄	小野木源次郎
岩手縣典獄	松江重久
青森縣典獄	神代澤身
山形縣典獄	大樂新造
秋田縣典獄	増村嘉則
静岡縣典獄	千頭正澄

石澤東京集治監典獄は事務上差支ゐる故を以て

○議決事項

○第一 上司へ建議、照會等を要する事項

(栃木縣提出)

第一 監獄統計表編纂例を設け各府縣一定する様訓達せられんことを望む

(理由)

既往の事蹟に鑑み將來の施設を爲すは獄政調理上最も必要なる事項に屬す而して其事蹟を表明ならしむるには須く監獄統計の完成を期せざるへからず今や監獄の實況を観るに各府縣其標準を異にし繁簡粗密殆んど其軌を一にするものなく爲めに獄政調理上不便少からず依て豫め其事項を撰定し編纂の標準を一定するの必要を認む是本會か其筋に於て一定の編纂例を設けられんことを希望する所以なり若夫本會の希望をして満足ならしめむとせば其筋に於ては各府縣に於て編纂したるものを合成し日本監獄統計表を編纂の上願付せられんことを望む

(評者曰く監獄統計編纂例の訓達を望む理由正しく條理整然たりと雖も統計は則ち數字を以て事實を証學するものなれば排列の數字は最も精

出席なかりし
一會長は本會規則に依り富番縣典獄千頭正澄之に當る

一本會に内務屬柿木原監獄課長臨席せらる
一大日本監獄協會員佐野尙氏議事を傍聴せり
一開會日の午後小松原静岡縣知事臨場せられ簡單なる左の意味の御演説ありたり (此項聴取り)
今回諸君の御希望により第二回聯合典獄協議會を當地に開くことになりました、諸君か萬般の公務を繰合せ御出席になりしは獄事上大に慶賀すべき事と存します已に協議會の我國獄事上に裨益あるは今更喋々を俟たざる所にして諸君の熱誠以て審議せらるる所の決議は實に獄務改良の一大進歩を圖る階梯たりと信す希くは諸君か是より實驗上學理上に於て得られたる所の學理經驗を以て本會に於て慎重なる審議を盡されんことを望む、向本縣監獄も種々なる困難を排して漸く落成せしものなれば御序を以て十分御覽下されたし併し誠に僅々た金額を以て建築せしものは隔靴搔痒の感なきにあらざるも亦止むを得ざる次第であります一言茲に御挨拶申陳ふ云々

確に蒐集の材料は最も精密に然かも確實を期せざるべからず統計編纂例の一定を望むは最も好し唯々後日一定したる折角の編纂例をして表面上の外観のみに失せざらんことを今より當局者に希望するの外あらざるなり尙一言するは複雑煩に耐へざる編纂例は却て其正鵠を失する恐れあるのみならず偶々以て外美内非に終るもの從來其例少からざるものあればなり)

(栃木縣提出)

第二 甲監獄より乙監獄に送るの囚徒は汽車汽船の便ある地に限り囚人護送手續第一條に依らず看守をして押送するを得べき様訓達せられんことを望む

(理由)

汽車の便なき時に在ては護送手續第一條に示せる如く警察遞傳に依るの外其便法なかりしと雖も今や各地概ね汽車の便あり復た警察遞傳に依るの必要なのみならず看守をして之を護送せしむるは最も其富を得たるものにして且利益あるものたるを認む蓋し平素戒護に従事するの看守をして之を護送せしめむか囚情を知悉するを以て彼等が詭計を施すの餘地なく從て逃走等の

懸念は之を逡巡に護送せしむるより遙かに少かるべきを信す加之他の監獄を參觀して實務の參考に資するの利益あり旁々本案の如く改正せられむとを望む所以なり

(評者曰く四人護送手續の改正を要する條項決して是れのみならずさるへしと信す、本題の旨意一應は道理あるか如しと雖も甲乙間の護送を看守をして押送せしむることとせんか他の監獄を參觀し得るの利益ある代りに定員看守の内を以て之を辨せざるへからざるのみならず護送看守の旅費は當然甲乙何れかの地方監獄費を以て支辨せざるへからざる等の不便あり現行護送手續第十條の沿道地方の警察費支辨たるの利益且つ簡便なるに若かさるなからんや彼の逃走の懸念云々の理由の如きは護送者の責任問題に屬し茲に喋々するの價値なしと信す敢て所見を述へ評言に換ふ)

(朽木、長野、山梨縣提出)

第三 明治十七年六月内務省乙第廿九號同廿三年全省令第五號を改正し集治監に入るゝ囚徒並に上告控訴人の費額を減せられたる事

(理由)

集治監に入るへき囚徒並に上訴在監人の滯監費用は從來一日金貳拾錢の處右は高額に失し適當の金額に非ず然るに近年上訴人は益々増加する傾きある實況なるを以て地方經濟の負擔益々重きを加ふるの事情あり今各府縣の實況を觀るに上訴在監人費の豫算は年々大に超加之實を呈し中には再三追加豫算を議定せざるへかさるの必要を生ずるものあり故に適當なる費額に減少せられむとを望む

(評者曰く本問は土地の狀況物價の高低に依ると云ふと雖も集治監に入るべき囚徒の在監費として國庫より一日貳拾錢の割を以て支辨を受けつゝあるものにして強ち之を以て高額に失するものと云ふ能はざることは從來當局者の間に耳にする所なり去れば之と同一なる上訴人の在監費用の貳拾錢なるは是れ尙に止むを得ざる數にあらざるや況んや廿三年内務省令第五號は原地方の便宜に依り此種類の囚人の送還を請求し得るの便法を聞かれたるにあらざるや又理論よりするも控訴院所在地方へ移したる被告人は裁判確定後原地方廳へ送還し刑罰を執行するの却て正當の扱たるやの感なきにあらざれば本問の嫌ひある場合に際しては原地方より送還を請求して可なるべしと信す事實果して如何にあるべき哉)

(以下次號)

教誨叢書第二十四輯目錄

定價四錢郵稅五厘
明治廿八年七月分

教誨 太平の民 釧路 大塚 素

自修 樺戸 原 胤昭

新生命 高知 手塚 新

宗 教 スボルシヨンの名言

聖書

傳記 伊達自得 東京 戸川 安宅

温故知新 孟蘭盆會七夕 天福堂主人

愚蘇治療法 狐憑の神經作用

勸話 人生の梯子 た、は

警めて待て

三右衛門の金言 駿堂 生

思われし家 長陽 生

その餘談 濃川 生

小より大、卑より尊 た、は

先人追影録 西郷隆盛 濃川 逸民

廣 告

必要は動機となり聊か本紙上に改良を加へたり、
請ふ諸彦一閱の恩を賜へ、今や本會員の相知る出
獄人即ち直接に間接に本會員の保護の下に在る
もの又多きを致し本紙は此の人々のため需用せら
るゝに至り勢ひ筆鋒を在監人にのみ致すを得ず、
其の主意に於ては行爲上罪惡に沈澱せるものを教
誨訓導するにあれども文意は單に普通人に向つて
説述することに改めたり依て本書は或る家庭又は
職工場保護場の看讀書籍に充つるに宜しきを致せ
り、尚より淺學吾輩の企學小補尙望み難しと雖ど
も諸彦の叱正を蒙り聊か目的を達せんことを希ふ
のみ

北海 同情 會

會 告

●本會雜誌代金取纏主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラシメテ希望ス

○本誌定價並廣告料

壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)
前金五錢五厘(全上)

●監獄雜誌
●全署内五名以上購讀ノ向ハ 壹部
●一府縣内數百名協議購讀ノ向ハ前項ノ外特ニ割引法ヲ設ケ
●又一署内十名以上ノ雜誌代金ヲ取纏メ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス
●廣告料 一行一回分 金十錢

○雜 則

●監獄雜誌ヲ注文セラル、片ハ住所姓名(官衛ニ奉職セラル、者ハ其衛名官職名)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ
●雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取纏主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ク可シ
●右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶紙ヘ(督)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス
●雜誌代金ヲ送付セラル、片ハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ッ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ
●通運便ニ付セラル、片ハ其持込貨ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、片ハ五厘切手一増割タルヘシ
●本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ
●本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ 出版主任 磯村 貞

明治廿八年七月三十日發行

發行人兼編輯人

發行所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶
支所 東京市四ッ谷區荒木町廿七番地
印刷所 東京市京橋區尾張町新地十八番地
磯村 貞
海沼富太郎
警察監獄學會支會
明教社印刷所

(明治二十七年二月廿六日逕信省認可)